

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
総則編 第 1 節 計画の方針 (略) 第 4 旭川市防災会議 (略) ■旭川市防災会議の構成 会長 (旭川市長) 指定地方行政機関の職員 旭川開発建設部 旭川地方気象台 陸上自衛隊の自衛官 陸上自衛隊第2師団 北海道知事の部内の職員 上川総合振興局 上川総合振興局旭川建設管理部 北海道警察の警察官 旭川中央警察署 旭川東警察署 市長の部内の職員 旭川市副市長等 旭川市教育長 旭川市消防長 旭川市消防団長 指定公共機関の職員 北海道旅客鉄道株式会社旭川支社 北海道電力ネットワーク株式会社道北統括支店 日本放送協会旭川放送局 東日本電信電話株式会社北海道事業部 日本郵便株式会社旭川九条郵便局 指定地方公共機関の職員 一般社団法人旭川市医師会 一般社団法人旭川歯科医師会 一般社団法人旭川薬剤師会 旭川ガス株式会社 公益社団法人北海道看護協会上川南支部 公益社団法人北海道獣医師会上川支部 一般社団法人北海道LPガス協会上川支部 学識経験者 市長が適当と認めた者 社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 (略)	総則編 第 1 節 計画の方針 (略) 第 4 旭川市防災会議 (略) ■旭川市防災会議の構成 会長 (旭川市長) 指定地方行政機関の職員 旭川開発建設部 旭川地方気象台 陸上自衛隊の自衛官 陸上自衛隊第2師団 北海道知事の部内の職員 上川総合振興局 上川総合振興局旭川建設管理部 北海道警察の警察官 旭川中央警察署 旭川東警察署 市長の部内の職員 旭川市副市長等 旭川市教育長 旭川市消防長 旭川市消防団長 指定公共機関の職員 北海道旅客鉄道株式会社旭川支社 北海道電力ネットワーク株式会社道北統括支店 日本放送協会旭川放送局 東日本電信電話株式会社北海道事業部 日本通運株式会社札幌支店道北エリア 指定地方公共機関の職員 一般社団法人旭川市医師会 一般社団法人旭川歯科医師会 一般社団法人旭川薬剤師会 旭川ガス株式会社 公益社団法人北海道看護協会上川南支部 公益社団法人北海道獣医師会上川支部 一般社団法人北海道LPガス協会上川支部 学識経験者 市長が適当と認めた者 社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 (略)	(総－3) ・市外移転により退任 ・防災会議委員（指定公共機関）の追加

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
第 6 地区防災計画 (略) 本計画に定める地区防災計画は、次のとおりとする。 1 忠和地区防災計画 忠和地区防災会議（令和 5 年 3 月） 2 西神楽地区防災計画 西神楽地区防災会議（令和 5 年 3 月） 3 豊岡・新豊岡地区防災計画 豊岡・新豊岡地区防災会議（令和 6 年 3 月） 4 西神居地区防災計画 西神居地区防災会議（令和 6 年 3 月） 5 <u>豊田・米原瑞穂地区防災計画</u> <u>豊田・米原瑞穂地区防災会議（令和 7 年 3 月）</u> 6 <u>近文地区防災計画</u> <u>近文地区防災会議（令和 7 年 3 月）</u> (略) 第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 第 6 指定公共機関 (略) 4 <u>（削除）</u> 福山通運株式会社旭川支店、佐川急便株式会社旭川営業所、ヤマト運輸株式会社道北主管支店、西濃運輸株式会社旭川支店 (1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。 (略)	第 6 地区防災計画 (略) 本計画に定める地区防災計画は、次のとおりとする。 1 忠和地区防災計画 忠和地区防災会議（令和 5 年 3 月） 2 西神楽地区防災計画 西神楽地区防災会議（令和 5 年 3 月） 3 豊岡・新豊岡地区防災計画 豊岡・新豊岡地区防災会議（令和 6 年 3 月） 4 西神居地区防災計画 西神居地区防災会議（令和 6 年 3 月） <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> (略) 第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 第 6 指定公共機関 (略) 4 <u>日本通運株式会社札幌支店道北エリア</u>、福山通運株式会社旭川支店、佐川急便株式会社旭川営業所、ヤマト運輸株式会社道北主管支店、西濃運輸株式会社旭川支店 (1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。 (略)	(総－ 5) 地区防災計画の追加 (総－ 8) 市外移転に伴い 削除

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																																
震災対策編 第 1 章 災害予防計画 第 3 節 災害に強い組織・人の形成 ■対策の体系 <table><tr><th>項</th><th>目</th><th>担</th><th>当</th></tr><tr><td>第 1</td><td>防災体制の整備</td><td colspan="2">防災課、各施設、保育所等、幼稚園、学校</td></tr><tr><td>第 2</td><td>自主防災活動の推進</td><td colspan="2">防災課、<u>予防課、（削除）</u></td></tr><tr><td>第 3</td><td>防災訓練の実施</td><td colspan="2">各部</td></tr><tr><td>第 4</td><td>防災知識の普及</td><td colspan="2">各部</td></tr></table> （略） 第 4 防災知識の普及 ◇現状と方針 災害時に適切な行動をとるためには、あらかじめ災害知識、災害時の行動基準や関係機関との連携について習熟しておくことが重要である。本市では、これまでに市の広報紙等を通じて防災知識の普及を図ってきた。今後も、あらゆる機会を通じて、防災知識の普及を図る。 また、防災知識の普及に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるように努め、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するとともに、<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めて、防災の取り組みへの男女共同参画に努めるなど、</u>地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災知識の普及啓発を推進する。 （略） ■普及啓発の時期と手段 防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、火災予防運動期間、<u>火山防災の日</u>、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等に普及内容により最も効果のある時期を選び、次のような手段で防災知識の普及を図る。 （略） 第 5 節 避難環境の整備 ■対策の体系 <table><tr><th>項</th><th>目</th><th>担</th><th>当</th></tr><tr><td>第 1</td><td>指定緊急避難場所及び指定避難所の整備</td><td colspan="2">防災課</td></tr><tr><td>第 2</td><td>避難体制の整備</td><td colspan="2">防災課、<u>予防課、（削除）</u>消防署、<u>健康保健部</u>、他関係各課</td></tr></table> （略）	項	目	担	当	第 1	防災体制の整備	防災課、各施設、保育所等、幼稚園、学校		第 2	自主防災活動の推進	防災課、 <u>予防課、（削除）</u>		第 3	防災訓練の実施	各部		第 4	防災知識の普及	各部		項	目	担	当	第 1	指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	防災課		第 2	避難体制の整備	防災課、 <u>予防課、（削除）</u> 消防署、 <u>健康保健部</u> 、他関係各課		震災対策編 第 1 章 災害予防計画 第 3 節 災害に強い組織・人の形成 ■対策の体系 <table><tr><th>項</th><th>目</th><th>担</th><th>当</th></tr><tr><td>第 1</td><td>防災体制の整備</td><td colspan="2">防災課、各施設、保育所等、幼稚園、学校</td></tr><tr><td>第 2</td><td>自主防災活動の推進</td><td colspan="2">防災課、<u>予防指導課、市民安心課</u></td></tr><tr><td>第 3</td><td>防災訓練の実施</td><td colspan="2">各部</td></tr><tr><td>第 4</td><td>防災知識の普及</td><td colspan="2">各部</td></tr></table> （略） 第 4 防災知識の普及 ◇現状と方針 災害時に適切な行動をとるためには、あらかじめ災害知識、災害時の行動基準や関係機関との連携について習熟しておくことが重要である。本市では、これまでに市の広報紙等を通じて防災知識の普及を図ってきた。今後も、あらゆる機会を通じて、防災知識の普及を図る。 また、防災知識の普及に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるように努め、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮し、<u>地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で</u>防災知識の普及啓発を推進する。 （略） ■普及啓発の時期と手段 防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、火災予防運動期間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等に普及内容により最も効果のある時期を選び、次のような手段で防災知識の普及を図る。 （略） 第 5 節 避難環境の整備 ■対策の体系 <table><tr><th>項</th><th>目</th><th>担</th><th>当</th></tr><tr><td>第 1</td><td>指定緊急避難場所及び指定避難所の整備</td><td colspan="2">防災課</td></tr><tr><td>第 2</td><td>避難体制の整備</td><td colspan="2">防災課、<u>予防指導課、市民安心課</u>、消防署、<u>保健所</u>、他関係各課</td></tr></table> （略）	項	目	担	当	第 1	防災体制の整備	防災課、各施設、保育所等、幼稚園、学校		第 2	自主防災活動の推進	防災課、 <u>予防指導課、市民安心課</u>		第 3	防災訓練の実施	各部		第 4	防災知識の普及	各部		項	目	担	当	第 1	指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	防災課		第 2	避難体制の整備	防災課、 <u>予防指導課、市民安心課</u> 、消防署、 <u>保健所</u> 、他関係各課		（震－ 8 ） 組織変更に伴い 修正 （震－11） 北海道地域防災 計画の修正を踏 まえ修正 （震－12） 北海道地域防災 計画の修正を踏 まえ修正 （震－16） 組織変更に伴い 修正
項	目	担	当																																																															
第 1	防災体制の整備	防災課、各施設、保育所等、幼稚園、学校																																																																
第 2	自主防災活動の推進	防災課、 <u>予防課、（削除）</u>																																																																
第 3	防災訓練の実施	各部																																																																
第 4	防災知識の普及	各部																																																																
項	目	担	当																																																															
第 1	指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	防災課																																																																
第 2	避難体制の整備	防災課、 <u>予防課、（削除）</u> 消防署、 <u>健康保健部</u> 、他関係各課																																																																
項	目	担	当																																																															
第 1	防災体制の整備	防災課、各施設、保育所等、幼稚園、学校																																																																
第 2	自主防災活動の推進	防災課、 <u>予防指導課、市民安心課</u>																																																																
第 3	防災訓練の実施	各部																																																																
第 4	防災知識の普及	各部																																																																
項	目	担	当																																																															
第 1	指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	防災課																																																																
第 2	避難体制の整備	防災課、 <u>予防指導課、市民安心課</u> 、消防署、 <u>保健所</u> 、他関係各課																																																																

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																
第 6 節 応急対策のための環境整備 (略) 第 2 応急医療体制の整備 ◇現状と方針 災害時には同時に多数の負傷者が発生するため、通常の医療体制では対応が困難となる。 また、災害後にはストレス等による精神医療等も必要となる。 本市では、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び災害拠点病院との連携により、災害時の医療体制の確立を推進する。 (略) ■応急医療体制の整備地震災害では多数の負傷者の発生が予測されることから、迅速に医療救護チームの出動や病院の受入れができるように、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び災害拠点病院と応急医療体制について連携を図る。 (略) 第 5 物資供給体制の整備 (略) ■供給物資の留意事項 災害発生時に供給する物資の備蓄については次の事項に留意する。 ○ 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。 ○ アレルギー対応食や摂食嚥下困難食などの要配慮者に配慮された食事や、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。 ○ 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。 ○ 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。 (略) 第 7 節 要配慮者対策のための環境整備 ■対策の体系<table><tr><th>項</th><th>目</th><th>担</th><th>当</th></tr><tr><td>第 1</td><td>要配慮者への街づくり対策</td><td colspan="2">福祉保険部、土木建設課、公共建築課</td></tr><tr><td>第 2</td><td>在宅の避難行動要支援者への対策</td><td colspan="2">福祉保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、地域活動推進課、保健予防課、子育て助成課、おやこ応援課、(削除)</td></tr><tr><td>第 3</td><td>要配慮者利用施設の対策</td><td colspan="2">福祉保険課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課、予防課、他関係各課</td></tr><tr><td>第 4</td><td>外国人への対策</td><td colspan="2">都市交流課</td></tr><tr><td>第 5</td><td>観光客への対策</td><td colspan="2">観光課</td></tr></table>	項	目	担	当	第 1	要配慮者への街づくり対策	福祉保険部、土木建設課、公共建築課		第 2	在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、地域活動推進課、保健予防課、子育て助成課、おやこ応援課、(削除)		第 3	要配慮者利用施設の対策	福祉保険課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課、予防課、他関係各課		第 4	外国人への対策	都市交流課		第 5	観光客への対策	観光課		第 6 節 応急対策のための環境整備 (略) 第 2 応急医療体制の整備 ◇現状と方針 災害時には同時に多数の負傷者が発生するため、通常の医療体制では対応が困難となる。 また、災害後にはストレス等による精神医療等も必要となる。 本市では、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携により、災害時の医療体制の確立を推進する。 (略) ■応急医療体制の整備地震災害では多数の負傷者の発生が予測されることから、迅速に医療救護チームの出動や病院の受入れができるように、医師会、歯科医師会及び薬剤師会と応急医療体制について連携を図る。 (略) 第 5 物資供給体制の整備 (略) (新規) (略) 第 7 節 要配慮者対策のための環境整備 ■対策の体系<table><tr><th>項</th><th>目</th><th>担</th><th>当</th></tr><tr><td>第 1</td><td>要配慮者への街づくり対策</td><td colspan="2">福祉保険部、土木建設課、公共建築課</td></tr><tr><td>第 2</td><td>在宅の避難行動要支援者への対策</td><td colspan="2">福祉保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、地域活動推進課、健康推進課、子育て助成課、おやこ応援課、市民安心課</td></tr><tr><td>第 3</td><td>要配慮者利用施設の対策</td><td colspan="2">福祉保険課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課、予防指導課、他関係各課</td></tr><tr><td>第 4</td><td>外国人への対策</td><td colspan="2">都市交流課</td></tr><tr><td>第 5</td><td>観光客への対策</td><td colspan="2">観光課</td></tr></table>	項	目	担	当	第 1	要配慮者への街づくり対策	福祉保険部、土木建設課、公共建築課		第 2	在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、地域活動推進課、健康推進課、子育て助成課、おやこ応援課、市民安心課		第 3	要配慮者利用施設の対策	福祉保険課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課、予防指導課、他関係各課		第 4	外国人への対策	都市交流課		第 5	観光客への対策	観光課		(震 - 20) 災害拠点病院を追加 (震 - 20) 災害拠点病院の追加 (震－21) 北海道地域防災計画の修正を踏まえ修正 (震－25) 組織変更等に伴い修正
項	目	担	当																																															
第 1	要配慮者への街づくり対策	福祉保険部、土木建設課、公共建築課																																																
第 2	在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、地域活動推進課、保健予防課、子育て助成課、おやこ応援課、(削除)																																																
第 3	要配慮者利用施設の対策	福祉保険課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課、予防課、他関係各課																																																
第 4	外国人への対策	都市交流課																																																
第 5	観光客への対策	観光課																																																
項	目	担	当																																															
第 1	要配慮者への街づくり対策	福祉保険部、土木建設課、公共建築課																																																
第 2	在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、地域活動推進課、健康推進課、子育て助成課、おやこ応援課、市民安心課																																																
第 3	要配慮者利用施設の対策	福祉保険課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課、予防指導課、他関係各課																																																
第 4	外国人への対策	都市交流課																																																
第 5	観光客への対策	観光課																																																

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
(略) 第 1 要配慮者への街づくり対策 (略) ■生活道路の整備の推進 道路の陥没や亀裂等による路面の段差等は、災害発生時の要配慮者の避難、要配慮者への避難支援、救助、移送等に支障を来すおそれがあることから、<u>避難等を円滑かつ安全に行えるよう</u>、避難施設と要配慮者施設等を結ぶ避難路となり得る生活道路の整備を推進する。 (略) 第 2 在宅の避難行動要支援者への対策 (略) ■避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手 (略) ○ 難病者情報（道・<u>保健予防課</u>） (略)	(略) 第 1 要配慮者への街づくり対策 (略) ■生活道路の整備の推進 道路の陥没や亀裂等による路面の段差等は、災害発生時の要配慮者の避難、要配慮者への避難支援、救助、移送などに支障を来すおそれがあることから、避難施設と要配慮者施設等を結ぶ避難路となり得る生活道路の整備<u>やバリアフリー化</u>を推進する。 (略) 第 2 在宅の避難行動要支援者への対策 (略) ■生活道路の整備の推進 (略) ○ 難病者情報（道・<u>健康推進課</u>） (略)	(震－25) バリアフリー化を図ることが困難な場合があるため、実態に合わせて修正 (震－27) 事務分掌の修正

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																																								
第2章 災害応急対策計画 第1節 災害応急体制の確立 (略) ■市災対本部の組織図 本部会議 本部長（市長） 副本部長（副市長） 本部員 常勤監査委員 水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 部長職 会計管理者 本部事務局 総括部（防災安全部） 防災班（防災課）、交通 防犯班（交通防犯課） 総務部（総務部） 総務班（総務課）、庁 舎・車両・物資班（管 財課、<u>削除</u>）、契約 課、工事検査課）、要 員支援班（人事課、職 員厚生課） 情報管理部 （行財政改革推進部） 第1情報管理班（行政改 革課）、第2情報管理班 （情報政策課）、第3情 報管理班（公共施設マネ ジメント課） 受援・広報部 （総合政策部） 第1受援班（政策調整 課）、第2受援班（財政 課、公立大学課）、秘書 班（秘書課）、広報班（広 報広聴課）、都市交流班 （都市交流課） 特命部 第1特命班（議会事務 局）、第2特命班（農業 委員会事務局）、第3特 命班（選挙管理委員会事 務局）、第4特命班（監 査事務局）、第5特命班 （いじめ防止対策推進 部）、第6特命班（女性 活躍推進部） 各部 <table><tr><td>地域振興部 （地域振興部）</td><td>地域振興班（地域振興課）、都市計画班（都市計画課）、交通空港班（交通空港課）</td></tr><tr><td>調査部 （税務部）</td><td>調査庶務班（税制課）、第1調査班（市民税課）、第2調査班（資産税課）、第3調査班（納税管理課）、第4調査班（納税推進課）</td></tr><tr><td>避難部 （市民生活部）</td><td>第1避難班（市民生活課）、第2避難班（市民課）、地域活動推進班（地域活動推進課）、支所班（各支所）</td></tr><tr><td>環境清掃部 （環境部）</td><td>環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班（環境総務課、廃棄物政策課、清掃施設整備課、廃棄物処理課、環境指導課、クリーンセンター）</td></tr><tr><td>援護部 （福祉保険部）</td><td>第1援護班（福祉保険課）、第2援護班（長寿社会課、介護保険課）、第3援護班（障害福祉課）、第4援護班（国民健康保険課）、第5援護班（指導監査課）、第6援護班（生活支援課）、第7援護班（保護第1課）、第8援護班（保護第2課）、第9援護班（保護第3課）</td></tr><tr><td>子育て支援部 （子育て支援部）</td><td>子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども<u>保育</u>課、おやこ応援課、子ども総合相談センター、愛育センター）</td></tr><tr><td><u>健康保健部</u> （<u>健康保健部</u>）</td><td>第1保健班（保健総務課、<u>医務薬務課</u>）、第2保健班（保健予防課、<u>健康推進課</u>）、<u>削除</u>、第3保健班（衛生検査課、動物愛護センター）、第4保健班（食肉衛生検査所）</td></tr><tr><td>観光支援部 （観光スポーツ部）</td><td>観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ推進課、スポーツ施設整備課）</td></tr><tr><td>食料物資部 （経済部）</td><td>第1食料物資班（経済総務課、経済交流課）、第2食料物資班（産業振興課、企業立地課、工芸センター）、工業技術センター、旭山動物園</td></tr><tr><td>農政部 （農政部）</td><td>農政班（農政課）、農業振興班（農業振興課）、農林整備班（農林整備課）、農業センター</td></tr><tr><td>建築部 （建築部）</td><td>住宅班（建築総務課、市営住宅課）、建築調査班（建築指導課）、建築班（公共建築課、設備課）</td></tr><tr><td>土木部 （土木部）</td><td>第1土木班（土木総務課）、第2土木班（土木管理課）、第3土木班（用地課）、第4土木班（土木建設課）、第5土木班（公園みどり課）、第6土木班（雪対策課、土木事業所）</td></tr><tr><td>医療部 （市立旭川病院事務局）</td><td>医療庶務班（経営管理課）、医事班（医事課、薬剤科、臨床器材科）、医療班（医局、看護部 他）</td></tr><tr><td>消防部 （消防本部）</td><td>消防庶務班（総務課）、<u>予防班（予防課）</u>、警防班（警防課）、指令班（指令課）、<u>削除</u>、南消防班（南消防署）、北消防班（北消防署）、消防特命班（上川消防署、鷹栖消防署）</td></tr><tr><td>第1教育部 （学校教育部）</td><td>第1教育班（教育政策課、学校施設課）、第2教育班（学務課、教職員課、教育指導課）、第3教育班（学校保健課）</td></tr><tr><td>第2教育部 （社会教育部）</td><td>第4教育班（社会教育課）、第5教育班（文化振興課）、第6教育班（公民館事業課）、第7教育班（中央図書館）、第8教育班（科学館）、第9教育班（博物館）</td></tr><tr><td>水道部 （上下水道部）</td><td>水道総務班（総務課）、連絡調達班（経営企画課）、現地広報・給水班（管路管理課）、配水調整班（管路管理課、水道施設課）、水源班（浄水課）、下水道班（管路管理課、下水道施設課）、処理場班（下水処理センター）、市民対応班（料金課）</td></tr><tr><td>会計部</td><td>会計班（会計課）</td></tr></table>	地域振興部 （地域振興部）	地域振興班（地域振興課）、都市計画班（都市計画課）、交通空港班（交通空港課）	調査部 （税務部）	調査庶務班（税制課）、第1調査班（市民税課）、第2調査班（資産税課）、第3調査班（納税管理課）、第4調査班（納税推進課）	避難部 （市民生活部）	第1避難班（市民生活課）、第2避難班（市民課）、地域活動推進班（地域活動推進課）、支所班（各支所）	環境清掃部 （環境部）	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班（環境総務課、廃棄物政策課、清掃施設整備課、廃棄物処理課、環境指導課、クリーンセンター）	援護部 （福祉保険部）	第1援護班（福祉保険課）、第2援護班（長寿社会課、介護保険課）、第3援護班（障害福祉課）、第4援護班（国民健康保険課）、第5援護班（指導監査課）、第6援護班（生活支援課）、第7援護班（保護第1課）、第8援護班（保護第2課）、第9援護班（保護第3課）	子育て支援部 （子育て支援部）	子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども <u>保育</u> 課、おやこ応援課、子ども総合相談センター、愛育センター）	<u>健康保健部</u> （ <u>健康保健部</u> ）	第1保健班（保健総務課、 <u>医務薬務課</u> ）、第2保健班（保健予防課、 <u>健康推進課</u> ）、 <u>削除</u> 、第3保健班（衛生検査課、動物愛護センター）、第4保健班（食肉衛生検査所）	観光支援部 （観光スポーツ部）	観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ推進課、スポーツ施設整備課）	食料物資部 （経済部）	第1食料物資班（経済総務課、経済交流課）、第2食料物資班（産業振興課、企業立地課、工芸センター）、工業技術センター、旭山動物園	農政部 （農政部）	農政班（農政課）、農業振興班（農業振興課）、農林整備班（農林整備課）、農業センター	建築部 （建築部）	住宅班（建築総務課、市営住宅課）、建築調査班（建築指導課）、建築班（公共建築課、設備課）	土木部 （土木部）	第1土木班（土木総務課）、第2土木班（土木管理課）、第3土木班（用地課）、第4土木班（土木建設課）、第5土木班（公園みどり課）、第6土木班（雪対策課、土木事業所）	医療部 （市立旭川病院事務局）	医療庶務班（経営管理課）、医事班（医事課、薬剤科、臨床器材科）、医療班（医局、看護部 他）	消防部 （消防本部）	消防庶務班（総務課）、 <u>予防班（予防課）</u> 、警防班（警防課）、指令班（指令課）、 <u>削除</u> 、南消防班（南消防署）、北消防班（北消防署）、消防特命班（上川消防署、鷹栖消防署）	第1教育部 （学校教育部）	第1教育班（教育政策課、学校施設課）、第2教育班（学務課、教職員課、教育指導課）、第3教育班（学校保健課）	第2教育部 （社会教育部）	第4教育班（社会教育課）、第5教育班（文化振興課）、第6教育班（公民館事業課）、第7教育班（中央図書館）、第8教育班（科学館）、第9教育班（博物館）	水道部 （上下水道部）	水道総務班（総務課）、連絡調達班（経営企画課）、現地広報・給水班（管路管理課）、配水調整班（管路管理課、水道施設課）、水源班（浄水課）、下水道班（管路管理課、下水道施設課）、処理場班（下水処理センター）、市民対応班（料金課）	会計部	会計班（会計課）	第2章 災害応急対策計画 第1節 災害応急体制の確立 (略) ■市災対本部の組織図 本部会議 本部長（市長） 副本部長（副市長） 本部員 常勤監査委員 水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 部長職 会計管理者 本部事務局 総括部（防災安全部） 防災班（防災課）、交通 防犯班（交通防犯課） 総務部（総務部） 総務班（総務課）、庁 舎・車両・物資班（管 財課、<u>庁舎建設課</u>、契 約課、工事検査課）、 要員支援班（人事課、 職員厚生課） 情報管理部 （行財政改革推進部） 第1情報管理班（行政改 革課）、第2情報管理班 （情報政策課）、第3情 報管理班（公共施設マネ ジメント課） 受援・広報部 （総合政策部） 第1受援班（政策調整 課）、第2受援班（財政 課、公立大学課）、秘書 班（秘書課）、広報班（広 報広聴課）、都市交流班 （都市交流課） 特命部 第1特命班（議会事務 局）、第2特命班（農業 委員会事務局）、第3特 命班（選挙管理委員会事 務局）、第4特命班（監 査事務局）、第5特命班 （いじめ防止対策推進 部）、第6特命班（女性 活躍推進部） 各部 <table><tr><td>地域振興部 （地域振興部）</td><td>地域振興班（地域振興課）、都市計画班（都市計画課）、交通空港班（交通空港課）</td></tr><tr><td>調査部 （税務部）</td><td>調査庶務班（税制課）、第1調査班（市民税課）、第2調査班（資産税課）、第3調査班（納税管理課）、第4調査班（納税推進課）</td></tr><tr><td>避難部 （市民生活部）</td><td>第1避難班（市民生活課）、第2避難班（市民課）、地域活動推進班（地域活動推進課）、支所班（各支所）</td></tr><tr><td>環境清掃部 （環境部）</td><td>環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班（環境総務課、廃棄物政策課、清掃施設整備課、廃棄物処理課、環境指導課、クリーンセンター）</td></tr><tr><td>援護部 （福祉保険部）</td><td>第1援護班（福祉保険課）、第2援護班（長寿社会課、介護保険課）、第3援護班（障害福祉課）、第4援護班（国民健康保険課）、第5援護班（指導監査課）、第6援護班（生活支援課）、第7援護班（保護第1課）、第8援護班（保護第2課）、第9援護班（保護第3課）</td></tr><tr><td><u>保健部</u> （<u>保健所</u>）</td><td>第1保健班（保健総務課）、第2保健班（保健予防課）、第3<u>保健班（健康推進課）</u>、第4保健班（衛生検査課、動物愛護センター）、第5保健班（食肉衛生検査所）</td></tr><tr><td>子育て支援部 （子育て支援部）</td><td>子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども<u>育成</u>課、おやこ応援課、子ども総合相談センター、愛育センター）</td></tr><tr><td>観光支援部 （観光スポーツ部）</td><td>観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ推進課、スポーツ施設整備課）</td></tr><tr><td>食料物資部 （経済部）</td><td>第1食料物資班（経済総務課、経済交流課）、第2食料物資班（産業振興課、企業立地課、工芸センター）、工業技術センター、旭山動物園</td></tr><tr><td>農政部 （農政部）</td><td>農政班（農政課）、農業振興班（農業振興課）、農林整備班（農林整備課）、農業センター</td></tr><tr><td>建築部 （建築部）</td><td>住宅班（建築総務課、市営住宅課）、建築調査班（建築指導課）、建築班（公共建築課、設備課）</td></tr><tr><td>土木部 （土木部）</td><td>第1土木班（土木総務課）、第2土木班（土木管理課）、第3土木班（用地課）、第4土木班（土木建設課）、第5土木班（公園みどり課）、第6土木班（雪対策課、土木事業所）</td></tr><tr><td>医療部 （市立旭川病院事務局）</td><td>医療庶務班（経営管理課）、医事班（医事課、薬剤科、臨床器材科）、医療班（医局、看護部 他）</td></tr><tr><td>消防部 （消防本部）</td><td>消防庶務班（総務課）、<u>予防指導班（予防指導課）</u>、警防班（警防課）、指令班（指令課）、<u>市民安心班（市民安心課）</u>、南消防班（南消防署）、北消防班（北消防署）、消防特命班（上川消防署、鷹栖消防署）</td></tr><tr><td>第1教育部 （学校教育部）</td><td>第1教育班（教育政策課、学校施設課）、第2教育班（学務課、教職員課、教育指導課）、第3教育班（学校保健課）</td></tr><tr><td>第2教育部 （社会教育部）</td><td>第4教育班（社会教育課）、第5教育班（文化振興課）、第6教育班（公民館事業課）、第7教育班（中央図書館）、第8教育班（科学館）、第9教育班（博物館）</td></tr><tr><td>水道部 （上下水道部）</td><td>水道総務班（総務課）、連絡調達班（経営企画課）、現地広報・給水班（管路管理課）、配水調整班（管路管理課、水道施設課）、水源班（浄水課）、下水道班（管路管理課、下水道施設課）、処理場班（下水処理センター）、市民対応班（料金課）</td></tr><tr><td>会計部</td><td>会計班（会計課）</td></tr></table>	地域振興部 （地域振興部）	地域振興班（地域振興課）、都市計画班（都市計画課）、交通空港班（交通空港課）	調査部 （税務部）	調査庶務班（税制課）、第1調査班（市民税課）、第2調査班（資産税課）、第3調査班（納税管理課）、第4調査班（納税推進課）	避難部 （市民生活部）	第1避難班（市民生活課）、第2避難班（市民課）、地域活動推進班（地域活動推進課）、支所班（各支所）	環境清掃部 （環境部）	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班（環境総務課、廃棄物政策課、清掃施設整備課、廃棄物処理課、環境指導課、クリーンセンター）	援護部 （福祉保険部）	第1援護班（福祉保険課）、第2援護班（長寿社会課、介護保険課）、第3援護班（障害福祉課）、第4援護班（国民健康保険課）、第5援護班（指導監査課）、第6援護班（生活支援課）、第7援護班（保護第1課）、第8援護班（保護第2課）、第9援護班（保護第3課）	<u>保健部</u> （ <u>保健所</u> ）	第1保健班（保健総務課）、第2保健班（保健予防課）、第3 <u>保健班（健康推進課）</u> 、第4保健班（衛生検査課、動物愛護センター）、第5保健班（食肉衛生検査所）	子育て支援部 （子育て支援部）	子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども <u>育成</u> 課、おやこ応援課、子ども総合相談センター、愛育センター）	観光支援部 （観光スポーツ部）	観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ推進課、スポーツ施設整備課）	食料物資部 （経済部）	第1食料物資班（経済総務課、経済交流課）、第2食料物資班（産業振興課、企業立地課、工芸センター）、工業技術センター、旭山動物園	農政部 （農政部）	農政班（農政課）、農業振興班（農業振興課）、農林整備班（農林整備課）、農業センター	建築部 （建築部）	住宅班（建築総務課、市営住宅課）、建築調査班（建築指導課）、建築班（公共建築課、設備課）	土木部 （土木部）	第1土木班（土木総務課）、第2土木班（土木管理課）、第3土木班（用地課）、第4土木班（土木建設課）、第5土木班（公園みどり課）、第6土木班（雪対策課、土木事業所）	医療部 （市立旭川病院事務局）	医療庶務班（経営管理課）、医事班（医事課、薬剤科、臨床器材科）、医療班（医局、看護部 他）	消防部 （消防本部）	消防庶務班（総務課）、 <u>予防指導班（予防指導課）</u> 、警防班（警防課）、指令班（指令課）、 <u>市民安心班（市民安心課）</u> 、南消防班（南消防署）、北消防班（北消防署）、消防特命班（上川消防署、鷹栖消防署）	第1教育部 （学校教育部）	第1教育班（教育政策課、学校施設課）、第2教育班（学務課、教職員課、教育指導課）、第3教育班（学校保健課）	第2教育部 （社会教育部）	第4教育班（社会教育課）、第5教育班（文化振興課）、第6教育班（公民館事業課）、第7教育班（中央図書館）、第8教育班（科学館）、第9教育班（博物館）	水道部 （上下水道部）	水道総務班（総務課）、連絡調達班（経営企画課）、現地広報・給水班（管路管理課）、配水調整班（管路管理課、水道施設課）、水源班（浄水課）、下水道班（管路管理課、下水道施設課）、処理場班（下水処理センター）、市民対応班（料金課）	会計部	会計班（会計課）	(震－37) 組織変更に伴い 修正 (震－37) 組織変更に伴い 修正
地域振興部 （地域振興部）	地域振興班（地域振興課）、都市計画班（都市計画課）、交通空港班（交通空港課）																																																																									
調査部 （税務部）	調査庶務班（税制課）、第1調査班（市民税課）、第2調査班（資産税課）、第3調査班（納税管理課）、第4調査班（納税推進課）																																																																									
避難部 （市民生活部）	第1避難班（市民生活課）、第2避難班（市民課）、地域活動推進班（地域活動推進課）、支所班（各支所）																																																																									
環境清掃部 （環境部）	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班（環境総務課、廃棄物政策課、清掃施設整備課、廃棄物処理課、環境指導課、クリーンセンター）																																																																									
援護部 （福祉保険部）	第1援護班（福祉保険課）、第2援護班（長寿社会課、介護保険課）、第3援護班（障害福祉課）、第4援護班（国民健康保険課）、第5援護班（指導監査課）、第6援護班（生活支援課）、第7援護班（保護第1課）、第8援護班（保護第2課）、第9援護班（保護第3課）																																																																									
子育て支援部 （子育て支援部）	子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども <u>保育</u> 課、おやこ応援課、子ども総合相談センター、愛育センター）																																																																									
<u>健康保健部</u> （ <u>健康保健部</u> ）	第1保健班（保健総務課、 <u>医務薬務課</u> ）、第2保健班（保健予防課、 <u>健康推進課</u> ）、 <u>削除</u> 、第3保健班（衛生検査課、動物愛護センター）、第4保健班（食肉衛生検査所）																																																																									
観光支援部 （観光スポーツ部）	観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ推進課、スポーツ施設整備課）																																																																									
食料物資部 （経済部）	第1食料物資班（経済総務課、経済交流課）、第2食料物資班（産業振興課、企業立地課、工芸センター）、工業技術センター、旭山動物園																																																																									
農政部 （農政部）	農政班（農政課）、農業振興班（農業振興課）、農林整備班（農林整備課）、農業センター																																																																									
建築部 （建築部）	住宅班（建築総務課、市営住宅課）、建築調査班（建築指導課）、建築班（公共建築課、設備課）																																																																									
土木部 （土木部）	第1土木班（土木総務課）、第2土木班（土木管理課）、第3土木班（用地課）、第4土木班（土木建設課）、第5土木班（公園みどり課）、第6土木班（雪対策課、土木事業所）																																																																									
医療部 （市立旭川病院事務局）	医療庶務班（経営管理課）、医事班（医事課、薬剤科、臨床器材科）、医療班（医局、看護部 他）																																																																									
消防部 （消防本部）	消防庶務班（総務課）、 <u>予防班（予防課）</u> 、警防班（警防課）、指令班（指令課）、 <u>削除</u> 、南消防班（南消防署）、北消防班（北消防署）、消防特命班（上川消防署、鷹栖消防署）																																																																									
第1教育部 （学校教育部）	第1教育班（教育政策課、学校施設課）、第2教育班（学務課、教職員課、教育指導課）、第3教育班（学校保健課）																																																																									
第2教育部 （社会教育部）	第4教育班（社会教育課）、第5教育班（文化振興課）、第6教育班（公民館事業課）、第7教育班（中央図書館）、第8教育班（科学館）、第9教育班（博物館）																																																																									
水道部 （上下水道部）	水道総務班（総務課）、連絡調達班（経営企画課）、現地広報・給水班（管路管理課）、配水調整班（管路管理課、水道施設課）、水源班（浄水課）、下水道班（管路管理課、下水道施設課）、処理場班（下水処理センター）、市民対応班（料金課）																																																																									
会計部	会計班（会計課）																																																																									
地域振興部 （地域振興部）	地域振興班（地域振興課）、都市計画班（都市計画課）、交通空港班（交通空港課）																																																																									
調査部 （税務部）	調査庶務班（税制課）、第1調査班（市民税課）、第2調査班（資産税課）、第3調査班（納税管理課）、第4調査班（納税推進課）																																																																									
避難部 （市民生活部）	第1避難班（市民生活課）、第2避難班（市民課）、地域活動推進班（地域活動推進課）、支所班（各支所）																																																																									
環境清掃部 （環境部）	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班（環境総務課、廃棄物政策課、清掃施設整備課、廃棄物処理課、環境指導課、クリーンセンター）																																																																									
援護部 （福祉保険部）	第1援護班（福祉保険課）、第2援護班（長寿社会課、介護保険課）、第3援護班（障害福祉課）、第4援護班（国民健康保険課）、第5援護班（指導監査課）、第6援護班（生活支援課）、第7援護班（保護第1課）、第8援護班（保護第2課）、第9援護班（保護第3課）																																																																									
<u>保健部</u> （ <u>保健所</u> ）	第1保健班（保健総務課）、第2保健班（保健予防課）、第3 <u>保健班（健康推進課）</u> 、第4保健班（衛生検査課、動物愛護センター）、第5保健班（食肉衛生検査所）																																																																									
子育て支援部 （子育て支援部）	子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども <u>育成</u> 課、おやこ応援課、子ども総合相談センター、愛育センター）																																																																									
観光支援部 （観光スポーツ部）	観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ推進課、スポーツ施設整備課）																																																																									
食料物資部 （経済部）	第1食料物資班（経済総務課、経済交流課）、第2食料物資班（産業振興課、企業立地課、工芸センター）、工業技術センター、旭山動物園																																																																									
農政部 （農政部）	農政班（農政課）、農業振興班（農業振興課）、農林整備班（農林整備課）、農業センター																																																																									
建築部 （建築部）	住宅班（建築総務課、市営住宅課）、建築調査班（建築指導課）、建築班（公共建築課、設備課）																																																																									
土木部 （土木部）	第1土木班（土木総務課）、第2土木班（土木管理課）、第3土木班（用地課）、第4土木班（土木建設課）、第5土木班（公園みどり課）、第6土木班（雪対策課、土木事業所）																																																																									
医療部 （市立旭川病院事務局）	医療庶務班（経営管理課）、医事班（医事課、薬剤科、臨床器材科）、医療班（医局、看護部 他）																																																																									
消防部 （消防本部）	消防庶務班（総務課）、 <u>予防指導班（予防指導課）</u> 、警防班（警防課）、指令班（指令課）、 <u>市民安心班（市民安心課）</u> 、南消防班（南消防署）、北消防班（北消防署）、消防特命班（上川消防署、鷹栖消防署）																																																																									
第1教育部 （学校教育部）	第1教育班（教育政策課、学校施設課）、第2教育班（学務課、教職員課、教育指導課）、第3教育班（学校保健課）																																																																									
第2教育部 （社会教育部）	第4教育班（社会教育課）、第5教育班（文化振興課）、第6教育班（公民館事業課）、第7教育班（中央図書館）、第8教育班（科学館）、第9教育班（博物館）																																																																									
水道部 （上下水道部）	水道総務班（総務課）、連絡調達班（経営企画課）、現地広報・給水班（管路管理課）、配水調整班（管路管理課、水道施設課）、水源班（浄水課）、下水道班（管路管理課、下水道施設課）、処理場班（下水処理センター）、市民対応班（料金課）																																																																									
会計部	会計班（会計課）																																																																									

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
■災害対策の事務分掌			■災害対策の事務分掌			(震－38) 組織変更に伴い 修正
(略)			(略)			
部	班名（平常時の課）	事務分掌	部	班名（平常時の課）	事務分掌	
総務部 （総務部）	総務班 （総務課）	1 市災対本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 部内の総括に関すること。 4 り災証明及びり災届出証明に関すること。 5 災害に係る他自治体との連絡調整に関すること。	総務部 （総務部）	総務班 （総務課）	1 市災対本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 部内の総括に関すること。 4 り災証明及びり災届出証明に関すること。 5 災害に係る他自治体との連絡調整に関すること。	
	庁舎・車両・物資班 （管財課、 <u>(削除)</u> 契約課、工事検査課）	1 災害時の車両確保及び配車に関すること。 2 被災地への応急物資の輸送に関すること。 3 市庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。 4 災害対策用の燃料の確保に関すること。 5 緊急通行車両確認証明書の交付申請に関すること。 6 災害物資の購入及び調達に関すること。		庁舎・車両・物資班 （管財課、 <u>庁舎建設課</u> 、 <u>契約課</u> 、工事検査課）	1 災害時の車両確保及び配車に関すること。 2 被災地への応急物資の輸送に関すること。 3 市庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。 4 災害対策用の燃料の確保に関すること。 5 緊急通行車両確認証明書の交付申請に関すること。 6 災害物資の購入及び調達に関すること。	
	要員支援班 （人事課、職員厚生課）	1 災害時における職員の動員に関すること。 2 災害対策業務従事職員への食料及び物資の供給に関すること。 3 災害に係る職員の公務災害補償に関すること。 4 職員の安否確認に関すること。		要員支援班 （人事課、職員厚生課）	1 災害時における職員の動員に関すること。 2 災害対策業務従事職員への食料及び物資の供給に関すること。 3 災害に係る職員の公務災害補償に関すること。 4 職員の安否確認に関すること。	
(略)			(略)			
援護部 （福祉保険部）	第1援護班 （福祉保険課）	1 部内の総括に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。 5 ボランティアに関すること。	援護部 （福祉保険部）	第1援護班 （福祉保険課）	1 部内の総括に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。 5 ボランティアに関すること。	
	第2援護班 （長寿社会課、介護保険課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 <u>3 担当する要配慮者利用施設との連絡調整に関すること。</u>		第2援護班 （長寿社会課、介護保険課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 <u>(新規)</u>	
	第3援護班 （障害福祉課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 <u>3 担当する要配慮者利用施設との連絡調整に関すること。</u>		第3援護班 （障害福祉課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 <u>(新規)</u>	
	第4援護班 （国民健康保険課）	1 危険区域の巡視に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。		第4援護班 （国民健康保険課）	1 危険区域の巡視に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。	
	第5援護班 （指導監査課）	1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。		第5援護班 （指導監査課）	1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。	
	第6援護班 （生活支援課）	1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。		第6援護班 （生活支援課）	1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。	
	第7援護班 （保護第1課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。		第7援護班 （保護第1課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。	
(略)			(略)			(震－40) 援護部（福祉保険部）の役割の追加

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
援護部 （福祉保険部）	第8援護班 （保護第2課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。	援護部 （福祉保険部）	第8援護班 （保護第2課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。	（震－40） ・災害拠点病院の追加 ・災害医療対策本部に関する事項の追加 （震－41） 事務分掌の修正
	第9援護班 （保護第3課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。		第9援護班 （保護第3課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。	
健康保健部 （健康保健部）	第1保健班 （保健総務課、 <u>医務薬務課</u> ）	1 部内の総括に関すること。 2 被災者の医療対策の総括に関すること。 3 旭川市医師会、旭川歯科医師会、 <u>旭川薬剤師会及び災害拠点病院</u> との連絡調整に関すること。 4 被災地の医薬品、衛生材料等の需給に関すること。 <u>5 災害医療対策本部に関すること。</u>	保健部 （保健所）	第1保健班 （保健総務課）	1 部内の総括に関すること。 2 被災者の医療対策の総括に関すること。 3 旭川市医師会、旭川歯科医師会及び旭川薬剤師会との連絡調整に関すること。 4 被災地の医薬品、衛生材料等の需給に関すること。 <u>（新規）</u>	
	第2保健班 （保健予防課、 <u>健康推進課</u> ）	1 被災者の健康保持に関すること。 2 所管する要配慮者の保健に関すること。 <u>3 被災者の感染症対策に関すること。</u> <u>4 特定給食施設等との連絡調整に関すること。</u>		第2保健班 （保健予防課）	1 被災者の健康保持に関すること。 2 所管する要配慮者の保健に関すること。 <u>（新規）</u> <u>（新規）</u>	
	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>		<u>第3保健班</u> <u>（健康推進課）</u>	<u>1 被災者の健康保持に関すること。</u> <u>2 所管する要配慮者の保健に関すること。</u>	
	第 <u>3</u> 保健班 （衛生検査課、動物愛護センター）	1 被災地の防疫に関すること。 2 ペット対策に関すること。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関すること。		第 <u>4</u> 保健班 （衛生検査課、動物愛護センター）	1 被災地の防疫に関すること。 2 ペット対策に関すること。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関すること。	
第 <u>4</u> 保健班 （食肉衛生検査所）	1 施設の被災調査及び応急対策に関すること。	第 <u>5</u> 保健班 （食肉衛生検査所）	1 施設の被災調査及び応急対策に関すること。			
子育て支援部 （子育て支援部）	子育て支援班 （子育て支援課，子育て助成課，こども <u>保育</u> 課，おやこ応援課，子ども総合相談センター，愛育センター）	1 部内の総括に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 園児の安否確認及び保護に関すること。 4 危険区域の巡視に関すること。 5 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 6 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 7 避難所の開設及び管理に関すること。	子育て支援部 （子育て支援部）	子育て支援班 （子育て支援課，子育て助成課，こども <u>育成</u> 課，おやこ応援課，子ども総合相談センター，愛育センター）	1 部内の総括に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 園児の安否確認及び保護に関すること。 4 危険区域の巡視に関すること。 5 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 6 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 7 避難所の開設及び管理に関すること。	（震－41） 組織変更に伴い修正
（略）			（略）			
消防部 （消防本部）	消防庶務班 （総務課）	1 部内の総括に関すること。 2 緊急必要資材の調達及び補給に関すること。 <u>3 消防団員の動員に関すること。</u> <u>4 消防団員の公務災害補償に関すること。</u>	消防部 （消防本部）	消防庶務班 （総務課）	1 部内の総括に関すること。 2 緊急必要資材の調達及び補給に関すること。 <u>（新規）</u> <u>（新規）</u>	（震－42） 組織変更に伴い修正
	予防 <u>（削除）</u> 班 （予防 <u>（削除）</u> 課）	1 災害の予防広報及び警戒広報に関すること。 2 火災警報に関すること。 3 災害記録に関すること。 4 災害の情報収集及び連絡報告に関すること。		予防 <u>指導</u> 班 （予防 <u>指導</u> 課）	1 災害の予防広報及び警戒広報に関すること。 2 火災警報に関すること。 3 災害記録に関すること。 4 災害の情報収集及び連絡報告に関すること。	
	警防班 （警防課）	1 災害活動の記録に関すること。 2 消防機関への応援要請に関すること。 3 消防用車両の配車計画に関すること。 4 水防に関すること。 5 医療機関との連携に関すること。		警防班 （警防課）	1 災害活動の記録に関すること。 2 消防機関への応援要請に関すること。 3 消防用車両の配車計画に関すること。 4 水防に関すること。 5 医療機関との連携に関すること。	
	指令班 （指令課）	1 通信の運用及び確保に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。		指令班 （指令課）	1 通信の運用及び確保に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
消防部 （消 防 本 部）	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	消防部 （消 防 本 部）	<u>市民安心班</u> <u>（市民安心課）</u>	<u>1 消防団員の動員に関すること。</u> <u>2 消防団員の公務災害補償に関すること。</u> <u>3 災害の予防広報及び警戒広報に関すること。</u> <u>4 災害の情報収集及び連絡報告に関すること。</u>	（震－42） 組織変更に伴い 修正
	南消防班 （南消防署）	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。		南消防班 （南消防署）	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。	
	北消防班 （北消防署）	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。		南消防班 （南消防署）	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。	
	消防特命班 （上川消防署，鷹栖消防署）	1 部内の緊急応援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。		消防特命班 （上川消防署，鷹栖消防署）	1 部内の緊急応援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。	
（略）						
第 4 節 応援派遣						
（略）						
第 3 応援隊の受入れ						
1 応援隊への対応 各担当班は、応援を求める作業について、作業計画を立案し、応援部隊が派遣された場合は、その長と協議して各対応を調整する。 応援隊の宿泊施設、食料、 <u>資機材</u> 等は、原則として応援隊側で確保するよう要請する。 <u>なお、応援隊の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、必要な受援体制をあらかじめ整えておく。</u>						
（略）						
【参考】 （略） （旭川市締結協定） （略） <u>災害時等における指定福祉避難所の開設に関する協定書</u> <u>災害時等におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定</u>						
（略）						
（略）						

消防部 （消 防 本 部）	<u>市民安心班</u> <u>（市民安心課）</u>	<u>1 消防団員の動員に関すること。</u> <u>2 消防団員の公務災害補償に関すること。</u> <u>3 災害の予防広報及び警戒広報に関すること。</u> <u>4 災害の情報収集及び連絡報告に関すること。</u>	消防部 （消 防 本 部）	<u>市民安心班</u> <u>（市民安心課）</u>	<u>1 消防団員の動員に関すること。</u> <u>2 消防団員の公務災害補償に関すること。</u> <u>3 災害の予防広報及び警戒広報に関すること。</u> <u>4 災害の情報収集及び連絡報告に関すること。</u>	（震－42） 組織変更に伴い 修正
	南消防班 （南消防署）	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。		南消防班 （南消防署）	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。	
	南消防班 （南消防署）	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。		南消防班 （南消防署）	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。	
	消防特命班 （上川消防署，鷹栖消防署）	1 部内の緊急応援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。		消防特命班 （上川消防署，鷹栖消防署）	1 部内の緊急応援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。	
（略）						
第 4 節 応援派遣						
（略）						
第 3 応援隊の受入れ						
1 応援隊への対応 各担当班は、応援を求める作業について、作業計画を立案し、応援部隊が派遣された場合は、その長と協議して各対応を調整する。 応援隊の宿泊施設，食料等は，原則として応援隊側で確保するよう要請する。 <u>（新規）</u>						
（略）						
【参考】 （略） （旭川市締結協定） （略） <u>（新規）</u> <u>（新規）</u>						
（略）						
（略）						

（震－59） 北海道地域防災計画の修正を踏まえ修正						
（震－59） 協定の締結に伴い追加						

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新

第6節 医療救護

■対策の体系

項 目		担 当	活動期		
			初動	応急	復旧
第1 応急医療活動	1 救護所の設置	第1保健班、医事班、建築班	○		
	2 医療救護チームの派遣	第1保健班、医療班、医師会、歯科医師会、薬剤師会等	○	○	
	3 救護所での活動	医療班、医師会、歯科医師会、薬剤師会等	○	○	
	4 医薬品・医療資器材等の確保	第1保健班、医事班	○	○	
	5 医療体制の確立	第1保健班、消防部、防災班	○	○	
第2 被災者等への医療	1 避難所での医療活動	第1～2保健班、医療部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等	○	○	
	2 医療情報の提供	第1保健班		○	○
	3 人工透析患者等への対応	第1保健班、医療部、医師会		○	○

第1 応急医療活動

旧

第6節 医療救護

■対策の体系

項 目		担 当	活動期		
			初動	応急	復旧
第1 応急医療活動	1 救護所の設置	医事班， 建築班	○		
	2 医療救護チームの派遣	第1保健班， 医療班， 医師会， 歯科医師会， 薬剤師会等	○	○	
	3 救護所での活動	医療班， 医師会， 歯科医師会， 薬剤師会等	○	○	
	4 医薬品・医療資器材等の確保	医事班	○	○	
	5 医療体制の確立	第1保健班， 消防部， 防災班	○	○	
第2 被災者等への医療	1 避難所での医療活動	第1～3保健班， 医療部， 医師会， 歯科医師会， 薬剤師会等	○	○	
	2 医療情報の提供	第1保健班		○	○
	3 人工透析患者等への対応	第1保健班、医療部、医師会		○	○

第1 応急医療活動

備考

(震－67)

第1保健班の役割を明確化

(震－67)

第1保健班の役割を明確化

(震－67)

・事務分掌の修正
・災害拠点病院等を追加

(震－68)

・第1保健班の役割を追加
・文言の修正

(震－68)

・災害拠点病院の追加
・第1保健班の役割を追加

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
4 医薬品・医療資器材等の確保 (1) 医薬品・医療資器材等の確保 応急医療救護では、市立旭川病院が保有している医薬品、医療資器材等を使用する。不足するときは、第1保健班及び医事班は、(削除)薬剤師会及び市内薬品業者から医薬品、医療資器材等を確保する。 市内での入手が困難なときは、道を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。 (2) 血液製剤等の確保 第1保健班及び医事班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて市民へ献血の呼びかけを行う。 5 医療体制の確立 (1) 医療情報の収集及び提供 第1保健班は、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び災害拠点病院との連携の下に、市内の医療施設について、次の医療情報を収集するとともに、避難所の開設状況等、医療体制の確立に必要な情報の提供を行う。 (略) ■医療救護の流れ <pre>graph TD; A[被 災 現 場] --> B[救護所 (削除)]; B --> C[救急告示病院]; C --> D[災害拠点病院]; D --> E[広域の医療施設]; F[医療救護チーム 市立旭川病院 医師会 歯科医師会 薬剤師会 災害拠点病院] --> B;</pre> The flowchart for the new process shows a vertical flow from '被災現場' (Disaster Site) to '救護所 (削除)' (Rescue Station - Deleted), then to '救急告示病院' (Emergency Designated Hospital), '災害拠点病院' (Disaster Designated Hospital), and finally '広域の医療施設' (Wide-area Medical Facility). A box on the left lists the '医療救護チーム' (Medical Rescue Team) members: '市立旭川病院' (Municipal Asahi Hospital), '医師会' (Medical Association), '歯科医師会' (Dental Association), '薬剤師会' (Pharmaceutical Association), and '災害拠点病院' (Disaster Designated Hospital). An arrow points from this team box to the '救護所 (削除)' step.	4 医薬品・医療資器材等の確保 (1) 医薬品・医療資器材等の確保 応急医療救護では、市立旭川病院が保有している医薬品、医療資器材等を使用する。不足するときは、医事班は、旭川薬剤師会及び市内薬品業者から医薬品、医療資器材等を確保する。 市内での入手が困難なときは、道を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。 (2) 血液製剤等の確保 医事班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて市民へ献血の呼びかけを行う。 5 医療体制の確立 (1) 医療情報の収集及び提供 第1保健班は、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携の下に、市内の医療施設について、次の医療情報を収集するとともに、避難所の開設状況等、医療体制の確立に必要な情報の提供を行う。 (略) ■医療救護の流れ <pre>graph TD; A[市立旭川病院 医師会 歯科医師会 薬剤師会] --> B[医療救護チーム]; B --> C[救護所 (救急告示病院の前)]; C --> D[救急告示病院]; D --> E[災害拠点病院]; E --> F[広域の医療施設]; G[被災現場] --> C;</pre> The flowchart for the old process shows a vertical flow from '被災現場' (Disaster Site) to '救護所 (救急告示病院の前)' (Rescue Station (Before Emergency Designated Hospital)), then to '救急告示病院' (Emergency Designated Hospital), '災害拠点病院' (Disaster Designated Hospital), and finally '広域の医療施設' (Wide-area Medical Facility). A box on the left lists the '医療救護チーム' (Medical Rescue Team) members: '市立旭川病院' (Municipal Asahi Hospital), '医師会' (Medical Association), '歯科医師会' (Dental Association), and '薬剤師会' (Pharmaceutical Association). An arrow points from this team box to the '救護所 (救急告示病院の前)' step.	(震－68) ・第1保健班の役割を追加 ・文言の修正 (震－68) 第1保健班の役割を追加 (震－68) 災害拠点病院の追加 (震－68) 災害拠点病院の追加

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
(4) 災害医療対策本部の設置 本部長（市長）は、必要に応じて、災对本部の下部組織として、市役所総合庁舎に災害医療対策本部を設置する。 災害医療対策本部の本部長は健康保健部を所管する本部員とし、第1保健班は、必要に応じて医療部、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び災害拠点病院に対して、災害医療対策本部への連絡員の派遣を要請する。 第1～第2保健班及び援護部は、地域災害医療コーディネーター※¹及び保健医療福祉活動チーム※²等への情報連携、派遣調整等を行う。 ■災害医療対策本部の連絡系統 北海道 旭川市 ※¹ 地域災害医療コーディネーター ※² 保健医療福祉活動チーム	(新規)	(震－69) 災害医療対策本部に関する項目を追加

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																		
第 2 被災者等への医療 1 避難所での医療活動 (略) (3) 健康管理，巡回医療等の実施 第 2 保健班は、救護センターに保健師等を配置し、被災者の健康管理に当たる。 医療部は、市立旭川病院の医師、歯科医師や看護師その他の職員により巡回医療チームを編成する。巡回医療チームは、救護センター又は被災地の公民館等で健康診断及び検病調査を行う。 また、感染症等の発生のおそれがあるときは、予防接種を実施する。 第 1 保健班は、市立旭川病院の巡回医療チームで不足するときは、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び災害拠点病院等に巡回医療チームの編成を要請し、精神科、歯科等を含めた医療救護活動を行う。 (4) 感染症患者への措置等 第 2 保健班は、医療班と連携して感染症患者又は病原菌保菌者が発生したときは、市立旭川病院等の感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置をとる。 (略) 第 7 節 避難 ■対策の体系 (略) <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th rowspan="2">担 当</th><th colspan="3">活動期</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>初動</th><th>応急</th><th>復旧</th></tr><tr><td>第 3 避難所の運営</td><td>4 避難所における衛生管理</td><td>第 3 (削除) 保健班、第 1、2 避難班、地域活動推進班、支所班、第 1～9 教育班、第 2～6 特命班、会計班、調査庶務班、第 1～4 調査班、子育て支援班</td><td></td><td>○</td><td></td></tr></table> (略) 第 2 避難所の開設・廃止 1 避難所の開設 (1) 避難所の決定 防災班は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定し、避難部、援護部、教育部、消防部等に連絡する。開設する避難所は、被災地に近い安全な避難所とし、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するなど、避難者の過密抑制を考慮し、できる限り多くの避難所を開設する。 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告するものとする。 (略)	項 目		担 当	活動期					初動	応急	復旧	第 3 避難所の運営	4 避難所における衛生管理	第 3 (削除) 保健班、第 1、2 避難班、地域活動推進班、支所班、第 1～9 教育班、第 2～6 特命班、会計班、調査庶務班、第 1～4 調査班、子育て支援班		○		第 2 被災者等への医療 1 避難所での医療活動 (略) (3) 健康管理，巡回医療等の実施 第 2, 3 保健班は、救護センターに保健師等を配置し，被災者の健康管理に当たる。 医療部は，市立旭川病院の医師，歯科医師や看護師その他の職員により巡回医療チームを編成する。巡回医療チームは，救護センター又は被災地の公民館等で健康診断及び検病調査を行う。 また，感染症等の発生のおそれがあるときは，予防接種を実施する。 第 1 保健班は，市立旭川病院の巡回医療チームで不足するときは，医師会，歯科医師会，薬剤師会等に巡回医療チームの編成を要請し，精神科，歯科等を含めた医療救護活動を行う。 (4) 感染症患者への措置等 医療班は，保健班と連携して感染症患者又は病原菌保菌者が発生したときは，市立旭川病院等の感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置をとる。 (略) 第 7 節 避難 ■対策の体系 (略) <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th rowspan="2">担 当</th><th colspan="3">活動期</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>初動</th><th>応急</th><th>復旧</th></tr><tr><td>第 3 避難所の運営</td><td>4 避難所における衛生管理</td><td>第 3, 4 保健班，第 1，2 避難班，地域活動推進班，支所班，第 1～9 教育班，第 2～6 特命班，会計班，調査庶務班，第 1～4 調査班，子育て支援班</td><td></td><td>○</td><td></td></tr></table> (略) 第 2 避難所の開設・廃止 1 避難所の開設 (1) 避難所の決定 防災班は，災害の状況に応じて開設する避難所を決定し，避難部，援護部，教育部，消防部等に連絡する。開設する避難所は，被災地に近い安全な避難所とし，(新規)避難者の過密抑制を考慮し，できる限り多くの避難所を開設する。 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう，避難所の開設状況等を適切に道に報告するものとする。 (略)	項 目		担 当	活動期					初動	応急	復旧	第 3 避難所の運営	4 避難所における衛生管理	第 3, 4 保健班，第 1，2 避難班，地域活動推進班，支所班，第 1～9 教育班，第 2～6 特命班，会計班，調査庶務班，第 1～4 調査班，子育て支援班		○		(震－69) ・第 2 保健班の役割を明確化 ・災害拠点病院の追加 (震－69) 第 2 保健班の役割を明確化 (震－71) 事務分掌変更に伴う修正 (震－75) 北海道地域防災計画の修正を踏まえ修正
項 目		担 当		活動期																																
			初動	応急	復旧																															
第 3 避難所の運営	4 避難所における衛生管理	第 3 (削除) 保健班、第 1、2 避難班、地域活動推進班、支所班、第 1～9 教育班、第 2～6 特命班、会計班、調査庶務班、第 1～4 調査班、子育て支援班		○																																
項 目		担 当	活動期																																	
			初動	応急	復旧																															
第 3 避難所の運営	4 避難所における衛生管理	第 3, 4 保健班，第 1，2 避難班，地域活動推進班，支所班，第 1～9 教育班，第 2～6 特命班，会計班，調査庶務班，第 1～4 調査班，子育て支援班		○																																

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
第 3 避難所の運営 1 避難所運営体制 家屋等が倒壊したことにより居住する場所を失い、避難生活が長期化する場合は、避難者による自主的な運営組織を確立し避難所を運営する。 また、運営に当たっては、要配慮者、女性、子供、性的マイノリティの方等の意見が十分に反映されるよう多様なニーズに配慮する。 なお、避難所における生活環境を良好なものとするよう、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するほか、被災者に対する福祉的な支援の充実に努め</u>、実態とニーズの把握し、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努める。 (略) 4 避難所における衛生管理 (1) 衛生指導 第 <u>2</u>、3 <u>(削除)</u> 保健班は、避難所担当班等、避難所運営委員会（組織されていない場合は、町内会、自主防災組織等）、ボランティア等と協力して、避難所の衛生指導等を行い居住環境の保持に努める。 (略) (2) 食中毒等の予防 第 <u>3</u> 保健班は、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう助言する。また、食料供給業者に対しても、衛生管理の徹底を指導する。 (3) 感染症対策 第 <u>2</u> 保健班、避難所担当班等は、避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど、避難所の衛生環境を確保するよう努める。 感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。 (略) 第 4 広域避難 <u>防災班は、市内の避難所のみで被災者を収容することが困難な場合は、道内市町村又は道に対して、次の事項に留意し、広域避難の受入れを要請する。</u> ■<u>広域避難を実施する際の留意事項</u> ○ <u>広域避難を行うべき場合やその対象者の整理</u> ○ <u>被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u> ○ <u>バスなど被災者の移送手段の確保</u> ○ <u>広域避難についての被災者の意向の把握</u> ○ <u>被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u> ○ <u>施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u> ○ <u>広域避難先での継続的な支援</u> 第 3 避難所の運営 1 避難所運営体制 家屋等が倒壊したことにより居住する場所を失い、避難生活が長期化する場合は、避難者による自主的な運営組織を確立し避難所を運営する。 また、運営に当たっては、要配慮者、女性、子供、性的マイノリティの方等の意見が十分に反映されるよう多様なニーズに配慮する。 なお、避難所における生活環境を良好なものとするよう実態とニーズの把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、<u>(新規)</u> 専門家等との定期的な情報交換に努める。 (略) 4 避難所における衛生管理 (1) 衛生指導 第 3、<u>4</u> 保健班は、避難所担当班等、避難所運営委員会（組織されていない場合は、町内会、自主防災組織等）、ボランティア等と協力して、避難所の衛生指導等を行い居住環境の保持に努める。 (略) (2) 食中毒等の予防 第 <u>4</u> 保健班は、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう助言する。また、食料供給業者に対しても、衛生管理の徹底を指導する。 (3) 感染症対策 第 <u>3</u> 保健班、避難所担当班等は、避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど、避難所の衛生環境を確保するよう努める。 感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。 (略) 第 4 広域避難 <u>防災班は、市内の避難所のみで被災者を収容することが困難な場合は、道内市町村又は道に対して、広域避難の受入れを要請する。</u> <u>(新規)</u> (震－76) 北海道地域防災計画の修正を踏まえ修正 (震－78) 事務分掌変更に伴う修正 (震－78) 事務分掌変更に伴う修正 (震－78) 事務分掌変更に伴う修正 (震－79) 北海道地域防災計画の修正を踏まえ修正		

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新				旧				備考			
【参考】 (略) (旭川市締結協定) (略) <u>災害時等における指定福祉避難所の開設に関する協定書</u> <u>災害時等におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定</u> (略)				【参考】 (略) (旭川市締結協定) (略) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (略)				(震－80) 協定締結に伴い追加 (震－102) 事務分掌変更に伴う修正 (震－102) 事務分掌変更に伴う修正 (震－102) 事務分掌変更に伴う修正			
第 12 節 防疫・清掃				第 12 節 防疫・清掃							
■対策の体系				■対策の体系							
項 目		担 当	活動期			項 目		担 当	活動期		
			初動	応急	復旧				初動 応急 復旧		
第 1 防疫活動	1 防疫活動	第 2 ～ <u>3</u> 保健班		○	○	第 1 防疫活動	1 防疫活動	第 2 ～ <u>4</u> 保健班		○	○
第 2 し尿の処理	1 仮設トイレの設置	環境庶務班	○	○	○	第 2 し尿の処理	1 仮設トイレの設置	環境庶務班	○	○	○
	2 し尿の処理	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班	○	○	○		2 し尿の処理	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班	○	○	○
第 3 災害廃棄物の処理	1 がれき等の処理	環境庶務班、ごみ処理班		○	○	第 3 災害廃棄物の処理	1 がれき等の処理	環境庶務班、ごみ処理班		○	○
	2 避難所ごみ等の処理	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班					2 避難所ごみ等の処理	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班			
	3 思い出の品の処理	環境庶務班		○	○		3 思い出の品の処理	環境庶務班		○	○
第 4 一般廃棄物の処理		環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班	○	○		第 4 一般廃棄物の処理		環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班	○	○	
第 5 障害物の除去	1 住宅関係の障害物の除去	第 6 土木班		○	○	第 5 障害物の除去	1 住宅関係の障害物の除去	第 6 土木班		○	○
	2 河川関係の障害物の除去	第 6 土木班		○	○		2 河川関係の障害物の除去	第 6 土木班		○	○
	3 主要道路上の障害物の除去	第 6 土木班		○	○		3 主要道路上の障害物の除去	第 6 土木班		○	○
第 6 動物対策	1 収容場所の確保	第 <u>3</u> 保健班		○	○	第 6 動物対策	1 収容場所の確保	第 <u>4</u> 保健班		○	○
	2 ペット同行避難への対応	第 1、2 避難班、地域活動推進班、支所班、第 1 ～ 9 教育班、第 2 ～ 6 特命班、会計班、調査庶務班、第 1 ～ 4 調査班、子育て支援班		○	○		2 ペット同行避難への対応	第 1、2 避難班、地域活動推進班、支所班、第 1 ～ 9 教育班、第 2 ～ 6 特命班、会計班、調査庶務班、第 1 ～ 4 調査班、子育て支援班		○	○
	3 被災動物救護本部の活動	第 <u>3</u> 保健班		○	○		3 被災動物救護本部の活動	第 <u>4</u> 保健班		○	○
(略)				(略)							

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
第 1 防疫活動 1 防疫活動 (略) (2) 消毒の実施等 第 3 保健班は、必要に応じ、家庭等における消毒方法を指導するほか、所定の方法により次の地域の消毒を行う。 (略) (3) 感染症の予防 第 2 ～ 3 保健班は、感染症の予防対策が必要な場合は、予防措置等を迅速に実施する。 (略) 第 6 動物対策 1 収容場所の確保 第 3 保健班は、平常時と同様に飼い主が不明なペットを旭川市動物愛護センターあにまあるに収容するが、収容場所が不足する場合は、新規に保護施設を設置する。 (略) 3 被災動物救護本部の活動 第 3 保健班は、道及び保健所設置市並びに獣医師会と連携し、「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき、被災動物救護本部を設置し、放浪動物の保護、関係団体への協力要請など、救護活動を行なう。 (略) 第 18 節 要配慮者対策 (略) 【参考】 (略) (旭川市締結協定) (略) 災害時等における指定福祉避難所の開設に関する協定書 (略)	第 1 防疫活動 1 防疫活動 (略) (2) 消毒の実施等 第 4 保健班は、必要に応じ、家庭等における消毒方法を指導するほか、所定の方法により次の地域の消毒を行う。 (略) (3) 感染症の予防 第 2 ～ 4 保健班は、感染症の予防対策が必要な場合は、予防措置等を迅速に実施する。 (略) 第 6 動物対策 1 収容場所の確保 第 4 保健班は、平常時と同様に飼い主が不明なペットを旭川市動物愛護センターあにまあるに収容するが、収容場所が不足する場合は、新規に保護施設を設置する。 (略) 3 被災動物救護本部の活動 第 4 保健班は、道及び保健所設置市並びに獣医師会と連携し、「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき、被災動物救護本部を設置し、放浪動物の保護、関係団体への協力要請など、救護活動を行なう。 (略) 第 18 節 要配慮者対策 (略) 【参考】 (略) (旭川市締結協定) (略) (新規) (略)	(震－103) 事務分掌変更に伴う修正 (震－103) 事務分掌変更に伴う修正 (震－106) 事務分掌変更に伴う修正 (震－106) 事務分掌変更に伴う修正 (震－127) 協定締結に伴う追加

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																																
風水害・雪害・火山災害対策編 第 1 章 災害予防計画 (略) 第 2 節 災害に強い組織・人の形成 ■対策の体系 <table><tr><th>項</th><th>目</th><th>担</th><th>当</th></tr><tr><td>第 1</td><td>防災体制の整備</td><td>防災課、各施設、保育所等、幼稚園、学校</td><td></td></tr><tr><td>第 2</td><td>自主防災活動の推進</td><td>防災課、予防課、(削除)</td><td></td></tr><tr><td>第 3</td><td>防災訓練の実施</td><td>各部</td><td></td></tr><tr><td>第 4</td><td>防災知識の普及</td><td>各部</td><td></td></tr></table> (略) 第 4 防災知識の普及 ◇現状と方針 (略) また、防災知識の普及に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるように努め、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するとともに、<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めて、防災の取組への男女共同参画に努めるなど、</u>地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災知識の普及啓発を推進する。 (略) ■普及啓発の時期と手段 防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、火災予防運動期間、<u>火山防災の日</u>、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等に普及内容により最も効果のある時期を選び、次のような手段で防災知識の普及を図る。 (略) 第 4 節 避難環境の整備 ■対策の体系 <table><tr><th>項</th><th>目</th><th>担</th><th>当</th></tr><tr><td>第 1</td><td>指定緊急避難場所及び指定避難所の整備</td><td>防災課</td><td></td></tr><tr><td>第 2</td><td>避難体制の整備</td><td>防災課、予防課、(削除)、消防署、保健所、他関係各課</td><td></td></tr></table> (略)	項	目	担	当	第 1	防災体制の整備	防災課、各施設、保育所等、幼稚園、学校		第 2	自主防災活動の推進	防災課、 予防課、(削除)		第 3	防災訓練の実施	各部		第 4	防災知識の普及	各部		項	目	担	当	第 1	指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	防災課		第 2	避難体制の整備	防災課、 予防課、(削除) 、消防署、保健所、他関係各課		風水害・雪害・火山災害対策編 第 1 章 災害予防計画 (略) 第 2 節 災害に強い組織・人の形成 ■対策の体系 <table><tr><th>項</th><th>目</th><th>担</th><th>当</th></tr><tr><td>第 1</td><td>防災体制の整備</td><td>防災課、各施設、保育所等、幼稚園、学校</td><td></td></tr><tr><td>第 2</td><td>自主防災活動の推進</td><td>防災課、予防指導課、市民安心課</td><td></td></tr><tr><td>第 3</td><td>防災訓練の実施</td><td>各部</td><td></td></tr><tr><td>第 4</td><td>防災知識の普及</td><td>各部</td><td></td></tr></table> (略) 第 4 防災知識の普及 ◇現状と方針 (略) また、防災知識の普及に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるように努め、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮し、<u>地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災知識の普及啓発を推進する。</u> (略) ■普及啓発の時期と手段 防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、火災予防運動期間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等に普及内容により最も効果のある時期を選び、次のような手段で防災知識の普及を図る。 (略) 第 4 節 避難環境の整備 ■対策の体系 <table><tr><th>項</th><th>目</th><th>担</th><th>当</th></tr><tr><td>第 1</td><td>指定緊急避難場所及び指定避難所の整備</td><td>防災課</td><td></td></tr><tr><td>第 2</td><td>避難体制の整備</td><td>防災課、予防指導課、市民安心課、消防署、保健所、他関係各課</td><td></td></tr></table> (略)	項	目	担	当	第 1	防災体制の整備	防災課、各施設、保育所等、幼稚園、学校		第 2	自主防災活動の推進	防災課、 予防指導課、市民安心課		第 3	防災訓練の実施	各部		第 4	防災知識の普及	各部		項	目	担	当	第 1	指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	防災課		第 2	避難体制の整備	防災課、 予防指導課、市民安心課 、消防署、保健所、他関係各課		(風－ 6) 組織変更に伴い修正 (風－ 9) 北海道地域防災計画の修正を踏まえ修正 (風－10) 北海道地域防災計画の修正を踏まえ修正 (風－13) 組織変更に伴い修正
項	目	担	当																																																															
第 1	防災体制の整備	防災課、各施設、保育所等、幼稚園、学校																																																																
第 2	自主防災活動の推進	防災課、 予防課、(削除)																																																																
第 3	防災訓練の実施	各部																																																																
第 4	防災知識の普及	各部																																																																
項	目	担	当																																																															
第 1	指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	防災課																																																																
第 2	避難体制の整備	防災課、 予防課、(削除) 、消防署、保健所、他関係各課																																																																
項	目	担	当																																																															
第 1	防災体制の整備	防災課、各施設、保育所等、幼稚園、学校																																																																
第 2	自主防災活動の推進	防災課、 予防指導課、市民安心課																																																																
第 3	防災訓練の実施	各部																																																																
第 4	防災知識の普及	各部																																																																
項	目	担	当																																																															
第 1	指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	防災課																																																																
第 2	避難体制の整備	防災課、 予防指導課、市民安心課 、消防署、保健所、他関係各課																																																																

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																
第6節 要配慮者対策のための環境整備 ■対策の体系 <table><tr><th>項</th><th>目</th><th>担</th><th>当</th></tr><tr><td>第1</td><td>要配慮者への街づくり対策</td><td colspan="2">福祉保険部、土木建設課、公共建築課</td></tr><tr><td>第2</td><td>在宅の避難行動要支援者への 対策</td><td colspan="2">福祉保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、地域活動推進課、保健予防課、子育て助成課、おやこ応援課、(削除)</td></tr><tr><td>第3</td><td>要配慮者利用施設の対策</td><td colspan="2">福祉保険課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課、予防課、他関係各課</td></tr><tr><td>第4</td><td>外国人への対策</td><td colspan="2">都市交流課</td></tr><tr><td>第5</td><td>観光客への対策</td><td colspan="2">都市交流課</td></tr></table> (略)	項	目	担	当	第1	要配慮者への街づくり対策	福祉保険部、土木建設課、公共建築課		第2	在宅の避難行動要支援者への 対策	福祉保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、地域活動推進課、 保健予防課 、子育て助成課、おやこ応援課、 (削除)		第3	要配慮者利用施設の対策	福祉保険課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課、 予防課 、他関係各課		第4	外国人への対策	都市交流課		第5	観光客への対策	都市交流課		第6節 要配慮者対策のための環境整備 ■対策の体系 <table><tr><th>項</th><th>目</th><th>担</th><th>当</th></tr><tr><td>第1</td><td>要配慮者への街づくり対策</td><td colspan="2">福祉保険部、土木建設課、公共建築課</td></tr><tr><td>第2</td><td>在宅の避難行動要支援者への 対策</td><td colspan="2">福祉保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、地域活動推進課、健康推進課、子育て助成課、おやこ応援課、市民安心課</td></tr><tr><td>第3</td><td>要配慮者利用施設の対策</td><td colspan="2">福祉保険課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課、予防指導課、他関係各課</td></tr><tr><td>第4</td><td>外国人への対策</td><td colspan="2">都市交流課</td></tr><tr><td>第5</td><td>観光客への対策</td><td colspan="2">都市交流課</td></tr></table> (略)	項	目	担	当	第1	要配慮者への街づくり対策	福祉保険部、土木建設課、公共建築課		第2	在宅の避難行動要支援者への 対策	福祉保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、地域活動推進課、 健康推進課 、子育て助成課、おやこ応援課、 市民安心課		第3	要配慮者利用施設の対策	福祉保険課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課、 予防指導課 、他関係各課		第4	外国人への対策	都市交流課		第5	観光客への対策	都市交流課		(風－18) 組織変更に伴い 修正
項	目	担	当																																															
第1	要配慮者への街づくり対策	福祉保険部、土木建設課、公共建築課																																																
第2	在宅の避難行動要支援者への 対策	福祉保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、地域活動推進課、 保健予防課 、子育て助成課、おやこ応援課、 (削除)																																																
第3	要配慮者利用施設の対策	福祉保険課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課、 予防課 、他関係各課																																																
第4	外国人への対策	都市交流課																																																
第5	観光客への対策	都市交流課																																																
項	目	担	当																																															
第1	要配慮者への街づくり対策	福祉保険部、土木建設課、公共建築課																																																
第2	在宅の避難行動要支援者への 対策	福祉保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、地域活動推進課、 健康推進課 、子育て助成課、おやこ応援課、 市民安心課																																																
第3	要配慮者利用施設の対策	福祉保険課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課、 予防指導課 、他関係各課																																																
第4	外国人への対策	都市交流課																																																
第5	観光客への対策	都市交流課																																																

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧		備考																																																																							
第2章 災害応急対策計画 第1節 災害応急体制の確立 (略) ■市災対本部の組織図 本部会議 本部長（市長） 副本部長（副市長） 本部員 常勤監査委員 水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 部長職 会計管理者 本部事務局 総括部（防災安全部） 防災班（防災課）、交通 防犯班（交通防犯課） 総務部（総務部） 総務班（総務課）、庁 舎・車両・物資班（管 財課、<u>（削除）</u>、契約 課、工事検査課）、要 員支援班（人事課、職 員厚生課） 情報管理部 （行財政改革推進部） 第1情報管理班（行政改 革課）、第2情報管理班 （情報政策課）、第3情 報管理班（公共施設マネ ジメント課） 受援・広報部 （総合政策部） 第1受援班（政策調整 課）、第2受援班（財政 課、公立大学課）、秘書 班（秘書課）、広報班（広 報広聴課）、都市交流班 （都市交流課） 特命部 第1特命班（議会事務 局）、第2特命班（農業 委員会事務局）、第3特 命班（選挙管理委員会事 務局）、第4特命班（監 査事務局）、第5特命班 （いじめ防止対策推進 部）、第6特命班（女性 活躍推進部） 各部 <table><tr><td>地域振興部 （地域振興部）</td><td>地域振興班（地域振興課）、都市計画班（都市計画課）、交通空港班（交通空港課）</td></tr><tr><td>調査部 （税務部）</td><td>調査庶務班（税制課）、第1調査班（市民税課）、第2調査班（資産税課）、第3調査班（納税管理課）、第4調査班（納税推進課）</td></tr><tr><td>避難部 （市民生活部）</td><td>第1避難班（市民生活課）、第2避難班（市民課）、地域活動推進班（地域活動推進課）、支所班（各支所）</td></tr><tr><td>環境清掃部 （環境部）</td><td>環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班（環境総務課、廃棄物政策課、清掃施設整備課、廃棄物処理課、環境指導課、クリーンセンター）</td></tr><tr><td>援護部 （福祉保険部）</td><td>第1援護班（福祉保険課）、第2援護班（長寿社会課、介護保険課）、第3援護班（障害福祉課）、第4援護班（国民健康保険課）、第5援護班（指導監査課）、第6援護班（生活支援課）、第7援護班（保護第1課）、第8援護班（保護第2課）、第9援護班（保護第3課）</td></tr><tr><td>子育て支援部 （子育て支援部）</td><td>子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども<u>保育</u>課、おやこ応援課、子ども総合相談センター、愛育センター）</td></tr><tr><td><u>健康</u>保健部 （<u>健康</u>保健部）</td><td>第1保健班（保健総務課、<u>医務薬務課</u>）、第2保健班（保健予防課、<u>健康推進課</u>）、<u>（削除）</u>、第<u>3</u>保健班（衛生検査課、動物愛護センター）、第<u>4</u>保健班（食肉衛生検査所）</td></tr><tr><td>観光支援部 （観光スポーツ部）</td><td>観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ推進課、スポーツ施設整備課）</td></tr><tr><td>食料物資部 （経済部）</td><td>第1食料物資班（経済総務課、経済交流課）、第2食料物資班（産業振興課、企業立地課、工芸センター）、工業技術センタ一、旭山動物園</td></tr><tr><td>農政部 （農政部）</td><td>農政班（農政課）、農業振興班（農業振興課）、農林整備班（農林整備課）、農業センター</td></tr><tr><td>建築部 （建築部）</td><td>住宅班（建築総務課、市営住宅課）、建築調査班（建築指導課）、建築班（公共建築課、設備課）</td></tr><tr><td>土木部 （土木部）</td><td>第1土木班（土木総務課）、第2土木班（土木管理課）、第3土木班（用地課）、第4土木班（土木建設課）、第5土木班（公園みどり課）、第6土木班（雪対策課、土木事業所）</td></tr><tr><td>医療部 （市立旭川病院事務局）</td><td>医療庶務班（経営管理課）、医事班（医事課、薬剤科、臨床器材科）、医療班（医局、看護部 他）</td></tr><tr><td>消防部 （消防本部）</td><td>消防庶務班（総務課）、<u>予防班（予防課）</u>、警防班（警防課）、指令班（指令課）、<u>（削除）</u>、南消防班（南消防署）、北消防班（北消防署）、消防特命班（上川消防署、鷹栖消防署）</td></tr><tr><td>第1教育部 （学校教育部）</td><td>第1教育班（教育政策課、学校施設課）、第2教育班（学務課、教職員課、教育指導課）、第3教育班（学校保健課）</td></tr><tr><td>第2教育部 （社会教育部）</td><td>第4教育班（社会教育課）、第5教育班（文化振興課）、第6教育班（公民館事業課）、第7教育班（中央図書館）、第8教育班（科学館）、第9教育班（博物館）</td></tr><tr><td>水道部 （上下水道部）</td><td>水道総務班（総務課）、連絡調達班（経営企画課）、現地広報・給水班（管路管理課）、配水調整班（管路管理課、水道施設課）、水源班（浄水課）、下水道班（管路管理課、下水道施設課）、処理場班（下水処理センター）、市民対応班（料金課）</td></tr><tr><td>会計部</td><td>会計班（会計課）</td></tr></table>	地域振興部 （地域振興部）	地域振興班（地域振興課）、都市計画班（都市計画課）、交通空港班（交通空港課）	調査部 （税務部）	調査庶務班（税制課）、第1調査班（市民税課）、第2調査班（資産税課）、第3調査班（納税管理課）、第4調査班（納税推進課）	避難部 （市民生活部）	第1避難班（市民生活課）、第2避難班（市民課）、地域活動推進班（地域活動推進課）、支所班（各支所）	環境清掃部 （環境部）	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班（環境総務課、廃棄物政策課、清掃施設整備課、廃棄物処理課、環境指導課、クリーンセンター）	援護部 （福祉保険部）	第1援護班（福祉保険課）、第2援護班（長寿社会課、介護保険課）、第3援護班（障害福祉課）、第4援護班（国民健康保険課）、第5援護班（指導監査課）、第6援護班（生活支援課）、第7援護班（保護第1課）、第8援護班（保護第2課）、第9援護班（保護第3課）	子育て支援部 （子育て支援部）	子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども <u>保育</u> 課、おやこ応援課、子ども総合相談センター、愛育センター）	<u>健康</u> 保健部 （ <u>健康</u> 保健部）	第1保健班（保健総務課、 <u>医務薬務課</u> ）、第2保健班（保健予防課、 <u>健康推進課</u> ）、 <u>（削除）</u> 、第 <u>3</u> 保健班（衛生検査課、動物愛護センター）、第 <u>4</u> 保健班（食肉衛生検査所）	観光支援部 （観光スポーツ部）	観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ推進課、スポーツ施設整備課）	食料物資部 （経済部）	第1食料物資班（経済総務課、経済交流課）、第2食料物資班（産業振興課、企業立地課、工芸センター）、工業技術センタ一、旭山動物園	農政部 （農政部）	農政班（農政課）、農業振興班（農業振興課）、農林整備班（農林整備課）、農業センター	建築部 （建築部）	住宅班（建築総務課、市営住宅課）、建築調査班（建築指導課）、建築班（公共建築課、設備課）	土木部 （土木部）	第1土木班（土木総務課）、第2土木班（土木管理課）、第3土木班（用地課）、第4土木班（土木建設課）、第5土木班（公園みどり課）、第6土木班（雪対策課、土木事業所）	医療部 （市立旭川病院事務局）	医療庶務班（経営管理課）、医事班（医事課、薬剤科、臨床器材科）、医療班（医局、看護部 他）	消防部 （消防本部）	消防庶務班（総務課）、 <u>予防班（予防課）</u> 、警防班（警防課）、指令班（指令課）、 <u>（削除）</u> 、南消防班（南消防署）、北消防班（北消防署）、消防特命班（上川消防署、鷹栖消防署）	第1教育部 （学校教育部）	第1教育班（教育政策課、学校施設課）、第2教育班（学務課、教職員課、教育指導課）、第3教育班（学校保健課）	第2教育部 （社会教育部）	第4教育班（社会教育課）、第5教育班（文化振興課）、第6教育班（公民館事業課）、第7教育班（中央図書館）、第8教育班（科学館）、第9教育班（博物館）	水道部 （上下水道部）	水道総務班（総務課）、連絡調達班（経営企画課）、現地広報・給水班（管路管理課）、配水調整班（管路管理課、水道施設課）、水源班（浄水課）、下水道班（管路管理課、下水道施設課）、処理場班（下水処理センター）、市民対応班（料金課）	会計部	会計班（会計課）	第2章 災害応急対策計画 第1節 災害応急体制の確立 (略) ■市災対本部の組織図 本部会議 本部長（市長） 副本部長（副市長） 本部員 常勤監査委員 水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 部長職 会計管理者 本部事務局 総括部（防災安全部） 防災班（防災課）、交通 防犯班（交通防犯課） 総務部（総務部） 総務班（総務課）、庁 舎・車両・物資班（管 財課、<u>庁舎建設課</u>、契 約課、工事検査課）、 要員支援班（人事課、 職員厚生課） 情報管理部 （行財政改革推進部） 第1情報管理班（行政改 革課）、第2情報管理班 （情報政策課）、第3情 報管理班（公共施設マネ ジメント課） 受援・広報部 （総合政策部） 第1受援班（政策調整 課）、第2受援班（財政 課、公立大学課）、秘書 班（秘書課）、広報班（広 報広聴課）、都市交流班 （都市交流課） 特命部 第1特命班（議会事務 局）、第2特命班（農業 委員会事務局）、第3特 命班（選挙管理委員会事 務局）、第4特命班（監 査事務局）、第5特命班 （いじめ防止対策推進 部）、第6特命班（女性 活躍推進部） 各部 <table><tr><td>地域振興部 （地域振興部）</td><td>地域振興班（地域振興課）、都市計画班（都市計画課）、交通空港班（交通空港課）</td></tr><tr><td>調査部 （税務部）</td><td>調査庶務班（税制課）、第1調査班（市民税課）、第2調査班（資産税課）、第3調査班（納税管理課）、第4調査班（納税推進課）</td></tr><tr><td>避難部 （市民生活部）</td><td>第1避難班（市民生活課）、第2避難班（市民課）、地域活動推進班（地域活動推進課）、支所班（各支所）</td></tr><tr><td>環境清掃部 （環境部）</td><td>環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班（環境総務課、廃棄物政策課、清掃施設整備課、廃棄物処理課、環境指導課、クリーンセンター）</td></tr><tr><td>援護部 （福祉保険部）</td><td>第1援護班（福祉保険課）、第2援護班（長寿社会課、介護保険課）、第3援護班（障害福祉課）、第4援護班（国民健康保険課）、第5援護班（指導監査課）、第6援護班（生活支援課）、第7援護班（保護第1課）、第8援護班（保護第2課）、第9援護班（保護第3課）</td></tr><tr><td><u>保健部</u> （<u>保健所</u>）</td><td>第1保健班（保健総務課）、第2保健班（保健予防課）、<u>第3保健班（健康推進課）</u>、第<u>4</u>保健班（衛生検査課、動物愛護センター）、第<u>5</u>保健班（食肉衛生検査所）</td></tr><tr><td>子育て支援部 （子育て支援部）</td><td>子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども<u>育成</u>課、おやこ応援課、子ども総合相談センター、愛育センター）</td></tr><tr><td>観光支援部 （観光スポーツ部）</td><td>観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ推進課、スポーツ施設整備課）</td></tr><tr><td>食料物資部 （経済部）</td><td>第1食料物資班（経済総務課、経済交流課）、第2食料物資班（産業振興課、企業立地課、工芸センター）、工業技術センタ一、旭山動物園</td></tr><tr><td>農政部 （農政部）</td><td>農政班（農政課）、農業振興班（農業振興課）、農林整備班（農林整備課）、農業センター</td></tr><tr><td>建築部 （建築部）</td><td>住宅班（建築総務課、市営住宅課）、建築調査班（建築指導課）、建築班（公共建築課、設備課）</td></tr><tr><td>土木部 （土木部）</td><td>第1土木班（土木総務課）、第2土木班（土木管理課）、第3土木班（用地課）、第4土木班（土木建設課）、第5土木班（公園みどり課）、第6土木班（雪対策課、土木事業所）</td></tr><tr><td>医療部 （市立旭川病院事務局）</td><td>医療庶務班（経営管理課）、医事班（医事課、薬剤科、臨床器材科）、医療班（医局、看護部 他）</td></tr><tr><td>消防部 （消防本部）</td><td>消防庶務班（総務課）、<u>予防指導班（予防指導課）</u>、警防班（警防課）、指令班（指令課）、<u>市民安心班（市民安心課）</u>、南消防班（南消防署）、北消防班（北消防署）、消防特命班（上川消防署、鷹栖消防署）</td></tr><tr><td>第1教育部 （学校教育部）</td><td>第1教育班（教育政策課、学校施設課）、第2教育班（学務課、教職員課、教育指導課）、第3教育班（学校保健課）</td></tr><tr><td>第2教育部 （社会教育部）</td><td>第4教育班（社会教育課）、第5教育班（文化振興課）、第6教育班（公民館事業課）、第7教育班（中央図書館）、第8教育班（科学館）、第9教育班（博物館）</td></tr><tr><td>水道部 （上下水道部）</td><td>水道総務班（総務課）、連絡調達班（経営企画課）、現地広報・給水班（管路管理課）、配水調整班（管路管理課、水道施設課）、水源班（浄水課）、下水道班（管路管理課、下水道施設課）、処理場班（下水処理センター）、市民対応班（料金課）</td></tr><tr><td>会計部</td><td>会計班（会計課）</td></tr></table>	地域振興部 （地域振興部）	地域振興班（地域振興課）、都市計画班（都市計画課）、交通空港班（交通空港課）	調査部 （税務部）	調査庶務班（税制課）、第1調査班（市民税課）、第2調査班（資産税課）、第3調査班（納税管理課）、第4調査班（納税推進課）	避難部 （市民生活部）	第1避難班（市民生活課）、第2避難班（市民課）、地域活動推進班（地域活動推進課）、支所班（各支所）	環境清掃部 （環境部）	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班（環境総務課、廃棄物政策課、清掃施設整備課、廃棄物処理課、環境指導課、クリーンセンター）	援護部 （福祉保険部）	第1援護班（福祉保険課）、第2援護班（長寿社会課、介護保険課）、第3援護班（障害福祉課）、第4援護班（国民健康保険課）、第5援護班（指導監査課）、第6援護班（生活支援課）、第7援護班（保護第1課）、第8援護班（保護第2課）、第9援護班（保護第3課）	<u>保健部</u> （ <u>保健所</u> ）	第1保健班（保健総務課）、第2保健班（保健予防課）、 <u>第3保健班（健康推進課）</u> 、第 <u>4</u> 保健班（衛生検査課、動物愛護センター）、第 <u>5</u> 保健班（食肉衛生検査所）	子育て支援部 （子育て支援部）	子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども <u>育成</u> 課、おやこ応援課、子ども総合相談センター、愛育センター）	観光支援部 （観光スポーツ部）	観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ推進課、スポーツ施設整備課）	食料物資部 （経済部）	第1食料物資班（経済総務課、経済交流課）、第2食料物資班（産業振興課、企業立地課、工芸センター）、工業技術センタ一、旭山動物園	農政部 （農政部）	農政班（農政課）、農業振興班（農業振興課）、農林整備班（農林整備課）、農業センター	建築部 （建築部）	住宅班（建築総務課、市営住宅課）、建築調査班（建築指導課）、建築班（公共建築課、設備課）	土木部 （土木部）	第1土木班（土木総務課）、第2土木班（土木管理課）、第3土木班（用地課）、第4土木班（土木建設課）、第5土木班（公園みどり課）、第6土木班（雪対策課、土木事業所）	医療部 （市立旭川病院事務局）	医療庶務班（経営管理課）、医事班（医事課、薬剤科、臨床器材科）、医療班（医局、看護部 他）	消防部 （消防本部）	消防庶務班（総務課）、 <u>予防指導班（予防指導課）</u> 、警防班（警防課）、指令班（指令課）、 <u>市民安心班（市民安心課）</u> 、南消防班（南消防署）、北消防班（北消防署）、消防特命班（上川消防署、鷹栖消防署）	第1教育部 （学校教育部）	第1教育班（教育政策課、学校施設課）、第2教育班（学務課、教職員課、教育指導課）、第3教育班（学校保健課）	第2教育部 （社会教育部）	第4教育班（社会教育課）、第5教育班（文化振興課）、第6教育班（公民館事業課）、第7教育班（中央図書館）、第8教育班（科学館）、第9教育班（博物館）	水道部 （上下水道部）	水道総務班（総務課）、連絡調達班（経営企画課）、現地広報・給水班（管路管理課）、配水調整班（管路管理課、水道施設課）、水源班（浄水課）、下水道班（管路管理課、下水道施設課）、処理場班（下水処理センター）、市民対応班（料金課）	会計部	会計班（会計課）	（風－28） 組織変更に伴い 修正 （風－28） 組織変更に伴い 修正
地域振興部 （地域振興部）	地域振興班（地域振興課）、都市計画班（都市計画課）、交通空港班（交通空港課）																																																																									
調査部 （税務部）	調査庶務班（税制課）、第1調査班（市民税課）、第2調査班（資産税課）、第3調査班（納税管理課）、第4調査班（納税推進課）																																																																									
避難部 （市民生活部）	第1避難班（市民生活課）、第2避難班（市民課）、地域活動推進班（地域活動推進課）、支所班（各支所）																																																																									
環境清掃部 （環境部）	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班（環境総務課、廃棄物政策課、清掃施設整備課、廃棄物処理課、環境指導課、クリーンセンター）																																																																									
援護部 （福祉保険部）	第1援護班（福祉保険課）、第2援護班（長寿社会課、介護保険課）、第3援護班（障害福祉課）、第4援護班（国民健康保険課）、第5援護班（指導監査課）、第6援護班（生活支援課）、第7援護班（保護第1課）、第8援護班（保護第2課）、第9援護班（保護第3課）																																																																									
子育て支援部 （子育て支援部）	子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども <u>保育</u> 課、おやこ応援課、子ども総合相談センター、愛育センター）																																																																									
<u>健康</u> 保健部 （ <u>健康</u> 保健部）	第1保健班（保健総務課、 <u>医務薬務課</u> ）、第2保健班（保健予防課、 <u>健康推進課</u> ）、 <u>（削除）</u> 、第 <u>3</u> 保健班（衛生検査課、動物愛護センター）、第 <u>4</u> 保健班（食肉衛生検査所）																																																																									
観光支援部 （観光スポーツ部）	観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ推進課、スポーツ施設整備課）																																																																									
食料物資部 （経済部）	第1食料物資班（経済総務課、経済交流課）、第2食料物資班（産業振興課、企業立地課、工芸センター）、工業技術センタ一、旭山動物園																																																																									
農政部 （農政部）	農政班（農政課）、農業振興班（農業振興課）、農林整備班（農林整備課）、農業センター																																																																									
建築部 （建築部）	住宅班（建築総務課、市営住宅課）、建築調査班（建築指導課）、建築班（公共建築課、設備課）																																																																									
土木部 （土木部）	第1土木班（土木総務課）、第2土木班（土木管理課）、第3土木班（用地課）、第4土木班（土木建設課）、第5土木班（公園みどり課）、第6土木班（雪対策課、土木事業所）																																																																									
医療部 （市立旭川病院事務局）	医療庶務班（経営管理課）、医事班（医事課、薬剤科、臨床器材科）、医療班（医局、看護部 他）																																																																									
消防部 （消防本部）	消防庶務班（総務課）、 <u>予防班（予防課）</u> 、警防班（警防課）、指令班（指令課）、 <u>（削除）</u> 、南消防班（南消防署）、北消防班（北消防署）、消防特命班（上川消防署、鷹栖消防署）																																																																									
第1教育部 （学校教育部）	第1教育班（教育政策課、学校施設課）、第2教育班（学務課、教職員課、教育指導課）、第3教育班（学校保健課）																																																																									
第2教育部 （社会教育部）	第4教育班（社会教育課）、第5教育班（文化振興課）、第6教育班（公民館事業課）、第7教育班（中央図書館）、第8教育班（科学館）、第9教育班（博物館）																																																																									
水道部 （上下水道部）	水道総務班（総務課）、連絡調達班（経営企画課）、現地広報・給水班（管路管理課）、配水調整班（管路管理課、水道施設課）、水源班（浄水課）、下水道班（管路管理課、下水道施設課）、処理場班（下水処理センター）、市民対応班（料金課）																																																																									
会計部	会計班（会計課）																																																																									
地域振興部 （地域振興部）	地域振興班（地域振興課）、都市計画班（都市計画課）、交通空港班（交通空港課）																																																																									
調査部 （税務部）	調査庶務班（税制課）、第1調査班（市民税課）、第2調査班（資産税課）、第3調査班（納税管理課）、第4調査班（納税推進課）																																																																									
避難部 （市民生活部）	第1避難班（市民生活課）、第2避難班（市民課）、地域活動推進班（地域活動推進課）、支所班（各支所）																																																																									
環境清掃部 （環境部）	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班（環境総務課、廃棄物政策課、清掃施設整備課、廃棄物処理課、環境指導課、クリーンセンター）																																																																									
援護部 （福祉保険部）	第1援護班（福祉保険課）、第2援護班（長寿社会課、介護保険課）、第3援護班（障害福祉課）、第4援護班（国民健康保険課）、第5援護班（指導監査課）、第6援護班（生活支援課）、第7援護班（保護第1課）、第8援護班（保護第2課）、第9援護班（保護第3課）																																																																									
<u>保健部</u> （ <u>保健所</u> ）	第1保健班（保健総務課）、第2保健班（保健予防課）、 <u>第3保健班（健康推進課）</u> 、第 <u>4</u> 保健班（衛生検査課、動物愛護センター）、第 <u>5</u> 保健班（食肉衛生検査所）																																																																									
子育て支援部 （子育て支援部）	子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども <u>育成</u> 課、おやこ応援課、子ども総合相談センター、愛育センター）																																																																									
観光支援部 （観光スポーツ部）	観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ推進課、スポーツ施設整備課）																																																																									
食料物資部 （経済部）	第1食料物資班（経済総務課、経済交流課）、第2食料物資班（産業振興課、企業立地課、工芸センター）、工業技術センタ一、旭山動物園																																																																									
農政部 （農政部）	農政班（農政課）、農業振興班（農業振興課）、農林整備班（農林整備課）、農業センター																																																																									
建築部 （建築部）	住宅班（建築総務課、市営住宅課）、建築調査班（建築指導課）、建築班（公共建築課、設備課）																																																																									
土木部 （土木部）	第1土木班（土木総務課）、第2土木班（土木管理課）、第3土木班（用地課）、第4土木班（土木建設課）、第5土木班（公園みどり課）、第6土木班（雪対策課、土木事業所）																																																																									
医療部 （市立旭川病院事務局）	医療庶務班（経営管理課）、医事班（医事課、薬剤科、臨床器材科）、医療班（医局、看護部 他）																																																																									
消防部 （消防本部）	消防庶務班（総務課）、 <u>予防指導班（予防指導課）</u> 、警防班（警防課）、指令班（指令課）、 <u>市民安心班（市民安心課）</u> 、南消防班（南消防署）、北消防班（北消防署）、消防特命班（上川消防署、鷹栖消防署）																																																																									
第1教育部 （学校教育部）	第1教育班（教育政策課、学校施設課）、第2教育班（学務課、教職員課、教育指導課）、第3教育班（学校保健課）																																																																									
第2教育部 （社会教育部）	第4教育班（社会教育課）、第5教育班（文化振興課）、第6教育班（公民館事業課）、第7教育班（中央図書館）、第8教育班（科学館）、第9教育班（博物館）																																																																									
水道部 （上下水道部）	水道総務班（総務課）、連絡調達班（経営企画課）、現地広報・給水班（管路管理課）、配水調整班（管路管理課、水道施設課）、水源班（浄水課）、下水道班（管路管理課、下水道施設課）、処理場班（下水処理センター）、市民対応班（料金課）																																																																									
会計部	会計班（会計課）																																																																									

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考																													
■災害対策の事務分掌 (略)			■災害対策の事務分掌 (略)			(風－29) 組織変更に伴う 修正																													
<table><tr><th>部</th><th>班名 (平常時の課)</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="3">総務部 (総務部)</td><td>総務班 (総務課)</td><td>1 市災対本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 部内の総括に関すること。 4 り災証明及びり災届出証明に関すること。 5 災害に係る他自治体との連絡調整に関すること。</td></tr><tr><td>庁舎・車両・物資班 (管財課、<u>(削除)</u> 契 約 課、工 事 検 査 課)</td><td>1 災害時の車両確保及び配車に関すること。 2 被災地への応急物資の輸送に関すること。 3 市庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。 4 災害対策用の燃料の確保に関すること。 5 緊急通行車両確認証明書の交付申請に関すること。 6 災害物資の購入及び調達に関すること。</td></tr><tr><td>要員支援班 (人事課、職員厚生課)</td><td>1 災害時における職員の動員に関すること。 2 災害対策業務従事職員への食料及び物資の供給に関すること。 3 災害に係る職員の公務災害補償に関すること。 4 職員の安否確認に関すること。</td></tr></table>			部	班名 (平常時の課)	事務分掌		総務部 (総務部)	総務班 (総務課)	1 市災対本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 部内の総括に関すること。 4 り災証明及びり災届出証明に関すること。 5 災害に係る他自治体との連絡調整に関すること。	庁舎・車両・物資班 (管財課、 <u>(削除)</u> 契 約 課、工 事 検 査 課)	1 災害時の車両確保及び配車に関すること。 2 被災地への応急物資の輸送に関すること。 3 市庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。 4 災害対策用の燃料の確保に関すること。 5 緊急通行車両確認証明書の交付申請に関すること。 6 災害物資の購入及び調達に関すること。	要員支援班 (人事課、職員厚生課)	1 災害時における職員の動員に関すること。 2 災害対策業務従事職員への食料及び物資の供給に関すること。 3 災害に係る職員の公務災害補償に関すること。 4 職員の安否確認に関すること。	<table><tr><th>部</th><th>班名 (平常時の課)</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="3">総務部 (総務部)</td><td>総務班 (総務課)</td><td>1 市災対本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 部内の総括に関すること。 4 り災証明及びり災届出証明に関すること。 5 災害に係る他自治体との連絡調整に関すること。</td></tr><tr><td>庁舎・車両・物資班 (管財課、<u>庁舎建設課</u>、契約課、工事検査課)</td><td>1 災害時の車両確保及び配車に関すること。 2 被災地への応急物資の輸送に関すること。 3 市庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。 4 災害対策用の燃料の確保に関すること。 5 緊急通行車両確認証明書の交付申請に関すること。 6 災害物資の購入及び調達に関すること。</td></tr><tr><td>要員支援班 (人事課、職員厚生課)</td><td>1 災害時における職員の動員に関すること。 2 災害対策業務従事職員への食料及び物資の供給に関すること。 3 災害に係る職員の公務災害補償に関すること。 4 職員の安否確認に関すること。</td></tr></table>			部	班名 (平常時の課)	事務分掌	総務部 (総務部)	総務班 (総務課)	1 市災対本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 部内の総括に関すること。 4 り災証明及びり災届出証明に関すること。 5 災害に係る他自治体との連絡調整に関すること。	庁舎・車両・物資班 (管財課、 <u>庁舎建設課</u> 、契約課、工事検査課)	1 災害時の車両確保及び配車に関すること。 2 被災地への応急物資の輸送に関すること。 3 市庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。 4 災害対策用の燃料の確保に関すること。 5 緊急通行車両確認証明書の交付申請に関すること。 6 災害物資の購入及び調達に関すること。	要員支援班 (人事課、職員厚生課)	1 災害時における職員の動員に関すること。 2 災害対策業務従事職員への食料及び物資の供給に関すること。 3 災害に係る職員の公務災害補償に関すること。 4 職員の安否確認に関すること。									
部	班名 (平常時の課)	事務分掌																																	
総務部 (総務部)	総務班 (総務課)	1 市災対本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 部内の総括に関すること。 4 り災証明及びり災届出証明に関すること。 5 災害に係る他自治体との連絡調整に関すること。																																	
	庁舎・車両・物資班 (管財課、 <u>(削除)</u> 契 約 課、工 事 検 査 課)	1 災害時の車両確保及び配車に関すること。 2 被災地への応急物資の輸送に関すること。 3 市庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。 4 災害対策用の燃料の確保に関すること。 5 緊急通行車両確認証明書の交付申請に関すること。 6 災害物資の購入及び調達に関すること。																																	
	要員支援班 (人事課、職員厚生課)	1 災害時における職員の動員に関すること。 2 災害対策業務従事職員への食料及び物資の供給に関すること。 3 災害に係る職員の公務災害補償に関すること。 4 職員の安否確認に関すること。																																	
部	班名 (平常時の課)	事務分掌																																	
総務部 (総務部)	総務班 (総務課)	1 市災対本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 部内の総括に関すること。 4 り災証明及びり災届出証明に関すること。 5 災害に係る他自治体との連絡調整に関すること。																																	
	庁舎・車両・物資班 (管財課、 <u>庁舎建設課</u> 、契約課、工事検査課)	1 災害時の車両確保及び配車に関すること。 2 被災地への応急物資の輸送に関すること。 3 市庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。 4 災害対策用の燃料の確保に関すること。 5 緊急通行車両確認証明書の交付申請に関すること。 6 災害物資の購入及び調達に関すること。																																	
	要員支援班 (人事課、職員厚生課)	1 災害時における職員の動員に関すること。 2 災害対策業務従事職員への食料及び物資の供給に関すること。 3 災害に係る職員の公務災害補償に関すること。 4 職員の安否確認に関すること。																																	
(略)			(略)																																
<table><tr><td rowspan="7">援護部 (福祉保険部)</td><td>第1援護班 (福祉保険課)</td><td>1 部内の総括に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。 5 ボランティアに関すること。</td></tr><tr><td>第2援護班 (長寿社会課、介護保険課)</td><td>1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 <u>3 担当する要配慮者利用施設との連絡調整に関すること。</u></td></tr><tr><td>第3援護班 (障害福祉課)</td><td>1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 <u>3 担当する要配慮者利用施設との連絡調整に関すること。</u></td></tr><tr><td>第4援護班 (国民健康保険課)</td><td>1 危険区域の巡視に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。</td></tr><tr><td>第5援護班 (指導監査課)</td><td>1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。</td></tr><tr><td>第6援護班 (生活支援課)</td><td>1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。</td></tr><tr><td>第7援護班 (保護第1課)</td><td>1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。</td></tr></table>			援護部 (福祉保険部)	第1援護班 (福祉保険課)	1 部内の総括に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。 5 ボランティアに関すること。	第2援護班 (長寿社会課、介護保険課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 <u>3 担当する要配慮者利用施設との連絡調整に関すること。</u>	第3援護班 (障害福祉課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 <u>3 担当する要配慮者利用施設との連絡調整に関すること。</u>	第4援護班 (国民健康保険課)	1 危険区域の巡視に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。	第5援護班 (指導監査課)	1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。	第6援護班 (生活支援課)	1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。	第7援護班 (保護第1課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。	<table><tr><td rowspan="7">援護部 (福祉保険部)</td><td>第1援護班 (福祉保険課)</td><td>1 部内の総括に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。 5 ボランティアに関すること。</td></tr><tr><td>第2援護班 (長寿社会課、介護保険課)</td><td>1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 <u>(新規)</u></td></tr><tr><td>第3援護班 (障害福祉課)</td><td>1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 <u>(新規)</u></td></tr><tr><td>第4援護班 (国民健康保険課)</td><td>1 危険区域の巡視に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。</td></tr><tr><td>第5援護班 (指導監査課)</td><td>1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。</td></tr><tr><td>第6援護班 (生活支援課)</td><td>1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。</td></tr><tr><td>第7援護班 (保護第1課)</td><td>1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。</td></tr></table>			援護部 (福祉保険部)	第1援護班 (福祉保険課)	1 部内の総括に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。 5 ボランティアに関すること。	第2援護班 (長寿社会課、介護保険課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 <u>(新規)</u>	第3援護班 (障害福祉課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 <u>(新規)</u>	第4援護班 (国民健康保険課)	1 危険区域の巡視に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。	第5援護班 (指導監査課)	1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。	第6援護班 (生活支援課)	1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。	第7援護班 (保護第1課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。
援護部 (福祉保険部)	第1援護班 (福祉保険課)	1 部内の総括に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。 5 ボランティアに関すること。																																	
	第2援護班 (長寿社会課、介護保険課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 <u>3 担当する要配慮者利用施設との連絡調整に関すること。</u>																																	
	第3援護班 (障害福祉課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 <u>3 担当する要配慮者利用施設との連絡調整に関すること。</u>																																	
	第4援護班 (国民健康保険課)	1 危険区域の巡視に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。																																	
	第5援護班 (指導監査課)	1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。																																	
	第6援護班 (生活支援課)	1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。																																	
	第7援護班 (保護第1課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。																																	
援護部 (福祉保険部)	第1援護班 (福祉保険課)	1 部内の総括に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。 5 ボランティアに関すること。																																	
	第2援護班 (長寿社会課、介護保険課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 <u>(新規)</u>																																	
	第3援護班 (障害福祉課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 <u>(新規)</u>																																	
	第4援護班 (国民健康保険課)	1 危険区域の巡視に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。																																	
	第5援護班 (指導監査課)	1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。																																	
	第6援護班 (生活支援課)	1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。																																	
	第7援護班 (保護第1課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。																																	
(略)			(略)																																

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
援護部 （福祉保険部）	第8援護班 （保護第2課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。	援護部 （福祉保険部）	第8援護班 （保護第2課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。	（風－31） ・災害拠点病院の追加 ・災害医療対策本部に関する事項の追加

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考																		
<table><tr><td rowspan="4">消防部 （消 防 本 部）</td><td><u>（削除）</u></td><td><u>（削除）</u></td></tr><tr><td>南消防班 （南消防署）</td><td>1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。</td></tr><tr><td>北消防班 （北消防署）</td><td>1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。</td></tr><tr><td>消防特命班 （上川消防署，鷹栖 消防署）</td><td>1 部内の緊急応援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。</td></tr></table>			消防部 （消 防 本 部）	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	南消防班 （南消防署）	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。	北消防班 （北消防署）	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。	消防特命班 （上川消防署，鷹栖 消防署）	1 部内の緊急応援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。	<table><tr><td rowspan="4">消防部 （消 防 本 部）</td><td><u>市民安心班 （市民安心課）</u></td><td><u>1 消防団員の動員に関すること。</u> <u>2 消防団員の公務災害補償に関すること。</u> <u>3 災害の予防広報及び警戒広報に関すること。</u> <u>4 災害の情報収集及び連絡報告に関すること。</u></td></tr><tr><td>南消防班 （南消防署）</td><td>1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。</td></tr><tr><td>南消防班 （南消防署）</td><td>1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。</td></tr><tr><td>消防特命班 （上川消防署，鷹栖 消防署）</td><td>1 部内の緊急応援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。</td></tr></table>			消防部 （消 防 本 部）	<u>市民安心班 （市民安心課）</u>	<u>1 消防団員の動員に関すること。</u> <u>2 消防団員の公務災害補償に関すること。</u> <u>3 災害の予防広報及び警戒広報に関すること。</u> <u>4 災害の情報収集及び連絡報告に関すること。</u>	南消防班 （南消防署）	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。	南消防班 （南消防署）	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。	消防特命班 （上川消防署，鷹栖 消防署）	1 部内の緊急応援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。	（風－33） 組織変更に伴う 修正
消防部 （消 防 本 部）	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>																						
	南消防班 （南消防署）	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。																						
	北消防班 （北消防署）	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。																						
	消防特命班 （上川消防署，鷹栖 消防署）	1 部内の緊急応援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。																						
消防部 （消 防 本 部）	<u>市民安心班 （市民安心課）</u>	<u>1 消防団員の動員に関すること。</u> <u>2 消防団員の公務災害補償に関すること。</u> <u>3 災害の予防広報及び警戒広報に関すること。</u> <u>4 災害の情報収集及び連絡報告に関すること。</u>																						
	南消防班 （南消防署）	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。																						
	南消防班 （南消防署）	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。																						
	消防特命班 （上川消防署，鷹栖 消防署）	1 部内の緊急応援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。																						
（略）																								
第 4 節 応援派遣																								
（略）																								
【参考】 （略） （旭川市締結協定） （略） <u>災害時等における指定福祉避難所の開設に関する協定書</u> <u>災害時等におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定</u>																								
（略）			（略）			（風－51） 協定締結に伴い 追加																		
第 4 節 応援派遣																								
（略）																								
【参考】 （略） （旭川市締結協定） （略） <u>（新規）</u> <u>（新規）</u>																								
（略）																								

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
第 7 節 医療救護						(風－56) 事務分掌変更に伴う修正 (風 - 56) ・第 1 保健班の役割を明確化 ・災害拠点病院等を追加 (風－56) ・第 1 保健班の役割を追加 ・災害拠点病院の追加 (風－56) 事務分掌変更に伴い修正
■対策の体系						
項 目		担 当	活動期			
			初動	応急	復旧	
第 1 応急医療活動	1 救護所の設置	第 1 保健班、医事班、建築班	○			
	2 医療救護チームの派遣	第 1 保健班、医療班、医師会、歯科医師会、薬剤師会等	○	○		
	3 救護所での活動	医療班、医師会、歯科医師会、薬剤師会等	○	○		
	4 医薬品・医療資器材等の確保	第 1 保健班、医事班	○	○		
	5 医療体制の確立	第 1 保健班、消防部、防災班	○	○		
第 2 被災者等への医療	1 避難所での医療活動	第 1 ～ 2 保健班、医療部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等	○	○		
	2 医療情報の提供	第 1 保健班		○	○	
	3 人工透析患者等への対応	第 1 保健班、医療部、医師会		○	○	
第 1 応急医療活動						
第 1 保健班は、医事班、医師会及び災害拠点病院等と調整し、被災情報から救護所の設置場所を決定する。第 1 保健班及び医事班は、救護所となる施設に医療用資器材、電源及び応急医療に必要な資機材を搬送し設置する。 また、医療班は、医療救護チームを編成する。 第 1 保健班は、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び災害拠点病院との連携の下に、市内の医療施設について、情報を収集し、重症者を収容する医療施設を確保するとともに、避難所の開設状況等、医療体制の確立に必要な情報の提供に努める。 (略)						
第 2 被災者等への医療						
避難した直後に具合が悪くなる要配慮者等を考慮し、医療班は医療救護チームと連携して避難所を巡回し、トリアージや応急処置を行う。 第 2 (削除) 保健班は、救護センターに保健師等を配置し、被災者の健康管理に当たる。対策の内容は、震災対策編 第 2 章 第 6 節 第 2 「被災者等への医療」に準拠する。						

第 7 節 医療救護						(風－56) 事務分掌変更に伴う修正 (風 - 56) ・第 1 保健班の役割を明確化 ・災害拠点病院等を追加 (風－56) ・第 1 保健班の役割を追加 ・災害拠点病院の追加 (風－56) 事務分掌変更に伴い修正
■対策の体系						
項 目		担 当	活動期			
			初動	応急	復旧	
第 1 応急医療活動	1 救護所の設置	医事班、建築班	○			
	2 医療救護チームの派遣	第 1 保健班、医療班、医師会、歯科医師会、薬剤師会等	○	○		
	3 救護所での活動	医療班、医師会、歯科医師会、薬剤師会等	○	○		
	4 医薬品・医療資器材等の確保	医事班	○	○		
	5 医療体制の確立	第 1 保健班、消防部、防災班	○	○		
第 2 被災者等への医療	1 避難所での医療活動	第 1 ～ 3 保健班、医療部、医師会、歯科医師会、薬剤師会等	○	○		
	2 医療情報の提供	第 1 保健班		○	○	
	3 人工透析患者等への対応	第 1 保健班、医療部、医師会		○	○	
第 1 応急医療活動						
医事班は、医師会等と調整し、被災情報から救護所の設置場所を決定し、救護所となる施設に医療用資器材、電源及び応急医療に必要な資機材を搬送し設置する。 また、医療救護チームを編成する。 第 1 保健班は、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携の下に、市内の医療施設について、情報を収集し、重症者を収容する医療施設を確保するとともに、避難所の開設状況等、医療体制の確立に必要な情報の提供に努める。 (略)						
第 2 被災者等への医療						
避難した直後に具合が悪くなる要配慮者等を考慮し、医療班は医療救護チームと連携して避難所を巡回し、トリアージや応急処置を行う。 第 2、3 保健班は、救護センターに保健師等を配置し、被災者の健康管理に当たる。対策の内容は、震災対策編 第 2 章 第 6 節 第 2 「被災者等への医療」に準拠する。						

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新				旧				備考																																																																																																																
第 8 節 避難 ■対策の体系 (略) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">項 目</th><th rowspan="2">担 当</th><th colspan="3">活動期</th></tr><tr><th>初動</th><th>応急</th><th>復旧</th></tr><tr><td>第 3 避難所の運営</td><td>4 避難所における衛生管理</td><td>第 3 <u>(削除)</u>保健班、第 1、2 避難班、地域活動推進班、支所班、第 1～9 教育班、第 2～6 特命班、会計班、調査庶務班、第 1～4 調査班、子育て支援班</td><td></td><td>○</td><td></td></tr></table> (略) 【参考】 (略) (旭川市締結協定) (略) <u>災害時等における指定福祉避難所の開設に関する協定書</u> <u>災害時等におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定</u> (略) 第 13 節 防疫・清掃 ■対策の体系 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td>第 1 防疫活動</td><td>1 防疫活動</td><td>第 2～<u>3</u>保健班</td></tr><tr><td rowspan="2">第 2 し尿の処理</td><td>1 仮設トイレの設置</td><td>環境庶務班</td></tr><tr><td>2 し尿の処理</td><td>環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班</td></tr><tr><td rowspan="3">第 3 災害廃棄物の処理</td><td>1 がれき等の処理</td><td>環境庶務班、ごみ処理班</td></tr><tr><td>2 避難所ごみ等の処理</td><td>環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班</td></tr><tr><td>3 思い出の品の処理</td><td>環境庶務班</td></tr><tr><td>第 4 一般廃棄物の処理</td><td></td><td>環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班</td></tr><tr><td rowspan="3">第 5 障害物の除去</td><td>1 住宅関係の障害物の除去</td><td>第 6 土木班</td></tr><tr><td>2 河川関係の障害物の除去</td><td>第 6 土木班</td></tr><tr><td>3 主要道路上の障害物の除去</td><td>第 6 土木班</td></tr><tr><td rowspan="3">第 6 動物対策</td><td>1 放浪動物への対応</td><td>第<u>3</u>保健班</td></tr><tr><td>2 ペット同行避難への対応</td><td>第 1、2 避難班、地域活動推進班、支所班、第 1～9 教育班、第 2～6 特命班、会計班、調査庶務班、第 1～4 調査班、子育て支援班</td></tr><tr><td>3 被災動物救護本部の活動</td><td>第<u>3</u>保健班</td></tr></table> (略)								項 目		担 当	活動期			初動	応急	復旧	第 3 避難所の運営	4 避難所における衛生管理	第 3 <u>(削除)</u> 保健班、第 1、2 避難班、地域活動推進班、支所班、第 1～9 教育班、第 2～6 特命班、会計班、調査庶務班、第 1～4 調査班、子育て支援班		○		項 目		担 当	第 1 防疫活動	1 防疫活動	第 2～ <u>3</u> 保健班	第 2 し尿の処理	1 仮設トイレの設置	環境庶務班	2 し尿の処理	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班	第 3 災害廃棄物の処理	1 がれき等の処理	環境庶務班、ごみ処理班	2 避難所ごみ等の処理	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班	3 思い出の品の処理	環境庶務班	第 4 一般廃棄物の処理		環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班	第 5 障害物の除去	1 住宅関係の障害物の除去	第 6 土木班	2 河川関係の障害物の除去	第 6 土木班	3 主要道路上の障害物の除去	第 6 土木班	第 6 動物対策	1 放浪動物への対応	第 <u>3</u> 保健班	2 ペット同行避難への対応	第 1、2 避難班、地域活動推進班、支所班、第 1～9 教育班、第 2～6 特命班、会計班、調査庶務班、第 1～4 調査班、子育て支援班	3 被災動物救護本部の活動	第 <u>3</u> 保健班	第 8 節 避難 ■対策の体系 (略) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">項 目</th><th rowspan="2">担 当</th><th colspan="3">活動期</th></tr><tr><th>初動</th><th>応急</th><th>復旧</th></tr><tr><td>第 3 避難所の運営</td><td>4 避難所における衛生管理</td><td>第 3、<u>4</u>保健班、第 1、2 避難班、地域活動推進班、支所班、第 1～9 教育班、第 2～6 特命班、会計班、調査庶務班、第 1～4 調査班、子育て支援班</td><td></td><td>○</td><td></td></tr></table> (略) 【参考】 (略) (旭川市締結協定) (略) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (略) 第 13 節 防疫・清掃 ■対策の体系 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td>第 1 防疫活動</td><td>1 防疫活動</td><td>第 2～<u>4</u>保健班</td></tr><tr><td rowspan="2">第 2 し尿の処理</td><td>1 仮設トイレの設置</td><td>環境庶務班</td></tr><tr><td>2 し尿の処理</td><td>環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班</td></tr><tr><td rowspan="3">第 3 災害廃棄物の処理</td><td>1 がれき等の処理</td><td>環境庶務班、ごみ処理班</td></tr><tr><td>2 避難所ごみ等の処理</td><td>環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班</td></tr><tr><td>3 思い出の品の処理</td><td>環境庶務班</td></tr><tr><td>第 4 一般廃棄物の処理</td><td></td><td>環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班</td></tr><tr><td rowspan="3">第 5 障害物の除去</td><td>1 住宅関係の障害物の除去</td><td>第 6 土木班</td></tr><tr><td>2 河川関係の障害物の除去</td><td>第 6 土木班</td></tr><tr><td>3 主要道路上の障害物の除去</td><td>第 6 土木班</td></tr><tr><td rowspan="3">第 6 動物対策</td><td>1 放浪動物への対応</td><td>第<u>4</u>保健班</td></tr><tr><td>2 ペット同行避難への対応</td><td>第 1、2 避難班、地域活動推進班、支所班、第 1～9 教育班、第 2～6 特命班、会計班、調査庶務班、第 1～4 調査班、子育て支援班</td></tr><tr><td>3 被災動物救護本部の活動</td><td>第<u>4</u>保健班</td></tr></table> (略)								項 目		担 当	活動期			初動	応急	復旧	第 3 避難所の運営	4 避難所における衛生管理	第 3、 <u>4</u> 保健班、第 1、2 避難班、地域活動推進班、支所班、第 1～9 教育班、第 2～6 特命班、会計班、調査庶務班、第 1～4 調査班、子育て支援班		○		項 目		担 当	第 1 防疫活動	1 防疫活動	第 2～ <u>4</u> 保健班	第 2 し尿の処理	1 仮設トイレの設置	環境庶務班	2 し尿の処理	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班	第 3 災害廃棄物の処理	1 がれき等の処理	環境庶務班、ごみ処理班	2 避難所ごみ等の処理	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班	3 思い出の品の処理	環境庶務班	第 4 一般廃棄物の処理		環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班	第 5 障害物の除去	1 住宅関係の障害物の除去	第 6 土木班	2 河川関係の障害物の除去	第 6 土木班	3 主要道路上の障害物の除去	第 6 土木班	第 6 動物対策	1 放浪動物への対応	第 <u>4</u> 保健班	2 ペット同行避難への対応	第 1、2 避難班、地域活動推進班、支所班、第 1～9 教育班、第 2～6 特命班、会計班、調査庶務班、第 1～4 調査班、子育て支援班	3 被災動物救護本部の活動	第 <u>4</u> 保健班	(風－58) 事務分掌変更に伴う修正	(風－66) 協定締結に伴い追加	(風－75) 事務分掌変更に伴う修正	(風－75) 事務分掌変更に伴う修正	(風－75) 事務分掌変更に伴う修正
項 目		担 当	活動期																																																																																																																					
			初動	応急	復旧																																																																																																																			
第 3 避難所の運営	4 避難所における衛生管理	第 3 <u>(削除)</u> 保健班、第 1、2 避難班、地域活動推進班、支所班、第 1～9 教育班、第 2～6 特命班、会計班、調査庶務班、第 1～4 調査班、子育て支援班		○																																																																																																																				
項 目		担 当																																																																																																																						
第 1 防疫活動	1 防疫活動	第 2～ <u>3</u> 保健班																																																																																																																						
第 2 し尿の処理	1 仮設トイレの設置	環境庶務班																																																																																																																						
	2 し尿の処理	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班																																																																																																																						
第 3 災害廃棄物の処理	1 がれき等の処理	環境庶務班、ごみ処理班																																																																																																																						
	2 避難所ごみ等の処理	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班																																																																																																																						
	3 思い出の品の処理	環境庶務班																																																																																																																						
第 4 一般廃棄物の処理		環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班																																																																																																																						
第 5 障害物の除去	1 住宅関係の障害物の除去	第 6 土木班																																																																																																																						
	2 河川関係の障害物の除去	第 6 土木班																																																																																																																						
	3 主要道路上の障害物の除去	第 6 土木班																																																																																																																						
第 6 動物対策	1 放浪動物への対応	第 <u>3</u> 保健班																																																																																																																						
	2 ペット同行避難への対応	第 1、2 避難班、地域活動推進班、支所班、第 1～9 教育班、第 2～6 特命班、会計班、調査庶務班、第 1～4 調査班、子育て支援班																																																																																																																						
	3 被災動物救護本部の活動	第 <u>3</u> 保健班																																																																																																																						
項 目		担 当	活動期																																																																																																																					
			初動	応急	復旧																																																																																																																			
第 3 避難所の運営	4 避難所における衛生管理	第 3、 <u>4</u> 保健班、第 1、2 避難班、地域活動推進班、支所班、第 1～9 教育班、第 2～6 特命班、会計班、調査庶務班、第 1～4 調査班、子育て支援班		○																																																																																																																				
項 目		担 当																																																																																																																						
第 1 防疫活動	1 防疫活動	第 2～ <u>4</u> 保健班																																																																																																																						
第 2 し尿の処理	1 仮設トイレの設置	環境庶務班																																																																																																																						
	2 し尿の処理	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班																																																																																																																						
第 3 災害廃棄物の処理	1 がれき等の処理	環境庶務班、ごみ処理班																																																																																																																						
	2 避難所ごみ等の処理	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班																																																																																																																						
	3 思い出の品の処理	環境庶務班																																																																																																																						
第 4 一般廃棄物の処理		環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班																																																																																																																						
第 5 障害物の除去	1 住宅関係の障害物の除去	第 6 土木班																																																																																																																						
	2 河川関係の障害物の除去	第 6 土木班																																																																																																																						
	3 主要道路上の障害物の除去	第 6 土木班																																																																																																																						
第 6 動物対策	1 放浪動物への対応	第 <u>4</u> 保健班																																																																																																																						
	2 ペット同行避難への対応	第 1、2 避難班、地域活動推進班、支所班、第 1～9 教育班、第 2～6 特命班、会計班、調査庶務班、第 1～4 調査班、子育て支援班																																																																																																																						
	3 被災動物救護本部の活動	第 <u>4</u> 保健班																																																																																																																						

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
第 1 防疫活動 第 2 ～ <u>3</u> 保健班は、感染症の予防のため、防疫に関する活動を実施する。 対策の内容は、震災対策編 第 2 章 第 12 節 第 1 「防疫活動」に準拠する。 (略) 第 6 動物対策 第 <u>3</u> 保健班は、平常時と同様に飼い主が不明なペットを旭川市動物愛護センターあにまあるに収容する。 また、避難者がペットを同行して避難した場合、避難所担当班等は、避難所のグラウンド等にペット専用のスペースを確保する。 対策の内容は、震災対策編 第 2 章 第 12 節 第 6 「動物対策」に準拠する。 第 18 節 要配慮者対策 (略) 【参考】 (略) (旭川市締結協定) (略) 災害時等における指定福祉避難所の開設に関する協定書	1 防疫活動 第 2 ～ <u>4</u> 保健班は、感染症の予防のため、防疫に関する活動を実施する。 対策の内容は、震災対策編 第 2 章 第 12 節 第 1 「防疫活動」に準拠する。 (略) 第 6 動物対策 第 <u>4</u> 保健班は、平常時と同様に飼い主が不明なペットを旭川市動物愛護センターあにまあるに収容する。 また、避難者がペットを同行して避難した場合、避難所担当班等は、避難所のグラウンド等にペット専用のスペースを確保する。 対策の内容は、震災対策編 第 2 章 第 12 節 第 6 「動物対策」に準拠する。 第 18 節 要配慮者対策 (略) 【参考】 (略) (旭川市締結協定) (略) <u>(新規)</u>	(風－75) 事務分掌変更に伴う修正 (風－76) 事務分掌変更に伴う修正 (風－84) 協定締結に伴い追加

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																								
資料編 1 条例等 1－3 旭川市防災会議運営規程 (略) (会長の職務代理) 第3条 旭川市防災会議条例第3条第4項の規定により会長に事故があるときは、<u>(削除)</u> 防災会議委員（以下「委員」という。） <u>である旭川市副市長がその職務を代理する。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (略) 附 則 この規程は、昭和19年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u> (略) 2 協定一覧 2－1 旭川市における防災関係の協定締結一覧 (略) エ 物資等供給対策関係 <table><tr><td>No.</td><td>協 定 名</td><td>締 結 先</td><td>概要</td></tr><tr><td>1</td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr></table> (略) <table><tr><td>No.</td><td>協 定 名</td><td>締 結 先</td><td>概要</td></tr><tr><td><u>21</u></td><td><u>災害時における応急生活物資の供給等に関する協定</u></td><td><u>一般社団法人北海道社会基盤開発協会</u></td><td><u>災害時における応急生活物資の供給等</u></td></tr></table> (略)	No.	協 定 名	締 結 先	概要	1	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	No.	協 定 名	締 結 先	概要	<u>21</u>	<u>災害時における応急生活物資の供給等に関する協定</u>	<u>一般社団法人北海道社会基盤開発協会</u>	<u>災害時における応急生活物資の供給等</u>	資料編 1 条例等 1－3 旭川市防災会議運営規程 (略) (会長の職務代理) 第3条 旭川市防災会議条例第3条第4項の規定により会長に事故があるときは、<u>その職務を代行する</u> 防災会議委員（以下「委員」という。） <u>を次のとおり指名する。</u> <u>(1)防災安全部の事務を担当する副市長の職にある委員</u> <u>(2)他の事務を担当する副市長の職にある委員</u> (略) 附 則 この規程は、昭和19年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。 (略) 2 協定一覧 2－1 旭川市における防災関係の協定締結一覧 (略) エ 物資等供給対策関係 <table><tr><td>No.</td><td>協 定 名</td><td>締 結 先</td><td>概要</td></tr><tr><td>1</td><td><u>災害時における応急生活物資の供給等に関する協定</u></td><td><u>株式会社イトーヨーカ堂</u></td><td><u>応急生活物資の供給</u></td></tr></table> (略) <u>(新規)</u> (略)	No.	協 定 名	締 結 先	概要	1	<u>災害時における応急生活物資の供給等に関する協定</u>	<u>株式会社イトーヨーカ堂</u>	<u>応急生活物資の供給</u>	(資－8) R 6 防災会議委員の構成見直しに伴い改正 (資－13) 協定解消に伴い削除 (資－14) 協定締結に伴い修正
No.	協 定 名	締 結 先	概要																							
1	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																							
No.	協 定 名	締 結 先	概要																							
<u>21</u>	<u>災害時における応急生活物資の供給等に関する協定</u>	<u>一般社団法人北海道社会基盤開発協会</u>	<u>災害時における応急生活物資の供給等</u>																							
No.	協 定 名	締 結 先	概要																							
1	<u>災害時における応急生活物資の供給等に関する協定</u>	<u>株式会社イトーヨーカ堂</u>	<u>応急生活物資の供給</u>																							

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新					旧					備考	
2－2 北海道における防災関係の協定締結一覧 （北海道 HP（R7. 4. 1 現在） から抜粋） 民間との協定1 2 3件延べ2 5 8企業・団体等（内訳：報道・放送＝3 件 3 2 社，団体，医療・物資・役務提供等＝1 2 0件延べ2 2 6企業，団体，独法），行政機関等 6 件 （略）										2－2 北海道における防災関係の協定締結一覧 （北海道 HP（R6. 4. 1 現在） から抜粋） 民間との協定1 1 0件延べ2 3 7企業・団体等（内訳：報道・放送＝3 件 3 2 社，団体，医療・物資・役務提供等＝1 0 7件延べ2 0 5企業，団体，独法），行政機関等 6 件 （略）	（資－19） 北海道の協定締結に伴い修正
分野別		協定名		協定の相手先		担当部		備考			
医療・福祉・医薬	21	北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書		社会福祉法人光寿会		保健福祉部					
	22	北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書		医療法人歓生会		保健福祉部					
	23	北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書		医療法人讃生会		保健福祉部					
	24	北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書		医療法人社団久仁会		保健福祉部					
	25	北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書		医療法人北翔会		保健福祉部					
	26	北海道災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定（北海道大学病院ほか 9 機関）				保健福祉部					
（略）										（略）	
分野別		協定名		協定の相手先		担当部		備考			
食料・飲料・生活物資の供給等	21	災害時等におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定		北海道キッチンカー協会		総務部				（新規）	
	22	災害時等における資機材のレンタルに関する協定		一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション北海道支部		総務部				（新規）	
（略）										（略）	（資－20） 北海道の協定締結に伴い修正
分野別		協定名		協定の相手先		担当部		備考			
救助・救援等支援	26	災害時における協力体制に関する協定		北海道舗装関係団体災害緊急対策連絡協議会		建設部				（新規）	
	27	大規模災害発生時における被災自動車の撤去等に関する協定		北海道自動車処理協同組合		環境生活部				（新規）	
	28	災害時等における車両等の排除業務に関する協定		一般社団法人北海道レッカー事業組合		総務部				（新規）	
											（資－21） 北海道の協定締結に伴い修正

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新					旧					備考
(略)					(略)					(資－22) 北海道の協定締結に伴い修正
分野別		協定名		協定の相手先		担当部		備考		
住宅の支援	7	災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書		一般社団法人日本木造住宅産業協会		建設部				
(略)					(略)					(資－23) 北海道の協定締結に伴い修正
分野別		協定名		協定の相手先		担当部		備考		
その他	11	大規模災害時における株式会社北海道日本ハムファイターズ、株式会社ファイターズスポーツ&エンターテイメント、北広島市及び北海道との相互連携・相互協力に関する覚書		北海道、北広島市、株式会社北海道日本ハムファイターズ、株式会社ファイターズスポーツ&エンターテイメント		総務部				
	12	大規模災害における重要システムの復旧に係る協定		株式会社HARP		総合政策部				
(略)					(略)					

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新		旧		備考
3－3 気象に関する注意報，警報及び特別警報（気象特別警報）の種類と発表基準 (略)		3－3 気象に関する注意報，警報及び特別警報（気象特別警報）の種類と発表基準 (略)		(資－33) 洪水警報・注意報の 基準変更に伴う修正 (旭川地方気象台)
4 洪水注意報及び警報		4 洪水注意報及び警報		
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。 具体的には，次のいずれかを超えると予想される場合。			
	発表基準	流域雨量指数基準		
		内大部川流域＝12，伊野川流域＝8.8，江丹別川流域＝ <u>15.8</u> ， ウップetz川流域＝ <u>7.6</u> ，西八号川流域＝ <u>3</u> ，辺別川流域＝19.7， 基北川流域＝ <u>4.6</u> ，ペーパン川流域＝15.7，倉沼川流域＝12， 牛朱別川流域＝16.9，ポン川流域＝8.9，永山新川流域＝16.2		
		複合基準(表面雨量指数，流域雨量指数の組み合わせによる基準)		
		石狩川流域＝（5， <u>30.6</u> ），江丹別川流域＝（5， <u>15.8</u> ）， ウップetz川流域＝（5， <u>7.6</u> ），西八号川流域＝（5， <u>3</u> ）， 辺別川流域＝（7， <u>10.5</u> ），基北川流域＝（5， <u>4.5</u> ）， ペーパン川流域＝（5，15.7），倉沼川流域＝（5，6）， 牛朱別川流域＝（5，14.9），忠別川流域＝（ <u>6</u> ，21.3）， 美瑛川流域＝（7， <u>17.6</u> ）		
		指定河川洪水予報による基準		
石狩川上流〔伊納・旭橋（永山橋上流）・旭橋（永山橋下流）〕，忠別川〔暁橋〕，美瑛川〔西神楽・西一区〕， 牛朱別川〔中央橋〕，石狩川下流〔納内〕				
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。 具体的には，次のいずれかを超えると予想される場合。			
	発表基準	流域雨量指数基準		
		内大部川流域＝15，伊野川流域＝11，江丹別川流域＝ <u>20</u> ， ウップetz川流域＝ <u>9.5</u> ，西八号川流域＝ <u>4</u> ，辺別川流域＝24.6， 基北川流域＝ <u>5.7</u> ，ペーパン川流域＝19.7，倉沼川流域＝15.1， 牛朱別川流域＝21.3，ポン川流域＝11.2，永山新川流域＝20.3		
		複合基準(表面雨量指数，流域雨量指数の組み合わせによる基準)		
		ペーパン川＝（6，17.7）		
		指定河川洪水予報による基準		
石狩川上流〔伊納・旭橋（永山橋上流）・旭橋（永山橋下流）〕，忠別川〔暁橋〕，美瑛川〔西神楽・西一区〕， 牛朱別川〔中央橋〕，石狩川下流〔納内〕				
(略)		(略)		

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																														
3－9 直接即報基準 (略) 第3 直接即報基準 (略) 4 災害即報 (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） (2) 第2の4の(2)のイ <u>からオまで</u>のうち、死者又は行方不明者が生じたもの (略) 4 災害対策資料 4－1 災害履歴 (略) <table><tr><th>年 月 日</th><th>災害要因</th><th colspan="3">被 害 状 況</th><th>河川名</th></tr><tr><td><u>2024（令和6）年</u> <u>7月24日</u></td><td><u>大雨</u></td><td><u>住家被害</u></td><td><u>床下浸水</u></td><td><u>1世帯</u></td><td><u>江丹別川</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>農業被害</u></td><td><u>農地 畑</u></td><td><u>0.4ha</u></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td><u>農作物 畑</u></td><td><u>150.3ha</u></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>土木被害</u></td><td><u>河川</u></td><td><u>1箇所</u></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td><u>道路</u></td><td><u>2箇所</u></td><td></td></tr></table> 4－2 気象概況（旭川の過去の気象観測データ） (略) <table><tr><th rowspan="2">項目 年次</th><th colspan="3">気 温 (℃)</th><th>平均湿度</th><th>降水量</th><th>最深積雪</th><th>降雪量</th><th>平均風速</th></tr><tr><th>最 高</th><th>最 低</th><th>平 均</th><th>(%)</th><th>(mm)</th><th>(cm)</th><th>(cm)</th><th>(m/s)</th></tr><tr><td><u>令和6年</u></td><td><u>35.2</u></td><td><u>-21.6</u></td><td><u>8.3</u></td><td><u>78</u></td><td><u>1,036</u></td><td><u>79</u></td><td><u>495</u></td><td><u>2.8</u></td></tr></table> (略)	年 月 日	災害要因	被 害 状 況			河川名	<u>2024（令和6）年</u> <u>7月24日</u>	<u>大雨</u>	<u>住家被害</u>	<u>床下浸水</u>	<u>1世帯</u>	<u>江丹別川</u>			<u>農業被害</u>	<u>農地 畑</u>	<u>0.4ha</u>					<u>農作物 畑</u>	<u>150.3ha</u>				<u>土木被害</u>	<u>河川</u>	<u>1箇所</u>					<u>道路</u>	<u>2箇所</u>		項目 年次	気 温 (℃)			平均湿度	降水量	最深積雪	降雪量	平均風速	最 高	最 低	平 均	(%)	(mm)	(cm)	(cm)	(m/s)	<u>令和6年</u>	<u>35.2</u>	<u>-21.6</u>	<u>8.3</u>	<u>78</u>	<u>1,036</u>	<u>79</u>	<u>495</u>	<u>2.8</u>	3－9 直接即報基準 (略) 第3 直接即報基準 (略) 4 災害即報 (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） (2) 第2の4の(2)のイ, <u>ウ及びオ</u>のうち、死者又は行方不明者が生じたもの (略) 4 災害対策資料 4－1 災害履歴 (略) <u>(新規)</u> 4－2 気象概況（旭川の過去の気象観測データ） (略) <u>(新規)</u> (略)	(資－55) 火災・災害即報要領 の改正に伴い修正 (資－62) 災害履歴の追加 (資－63) 気象概況の追加
年 月 日	災害要因	被 害 状 況			河川名																																																											
<u>2024（令和6）年</u> <u>7月24日</u>	<u>大雨</u>	<u>住家被害</u>	<u>床下浸水</u>	<u>1世帯</u>	<u>江丹別川</u>																																																											
		<u>農業被害</u>	<u>農地 畑</u>	<u>0.4ha</u>																																																												
			<u>農作物 畑</u>	<u>150.3ha</u>																																																												
		<u>土木被害</u>	<u>河川</u>	<u>1箇所</u>																																																												
			<u>道路</u>	<u>2箇所</u>																																																												
項目 年次	気 温 (℃)			平均湿度	降水量	最深積雪	降雪量	平均風速																																																								
	最 高	最 低	平 均	(%)	(mm)	(cm)	(cm)	(m/s)																																																								
<u>令和6年</u>	<u>35.2</u>	<u>-21.6</u>	<u>8.3</u>	<u>78</u>	<u>1,036</u>	<u>79</u>	<u>495</u>	<u>2.8</u>																																																								

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新																	旧																	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4－5 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1 浸水想定区域内の要配慮者利用施設 (※オサラッペ川，当麻川，比布川には，該当施設なし)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(1) 西地区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<table><tr><th rowspan="2">施設 区分</th><th rowspan="2">施設名称</th><th rowspan="2">施設所在地</th><th colspan="3">伝達手段 (優先 順)</th><th colspan="10">河川名</th><th rowspan="2">担当部</th></tr><tr><th>F A X</th><th>電 話</th><th>E メ ー ル</th><th>石 狩 川</th><th>忠 別 川</th><th>美 瑛 川</th><th>牛 朱 別 川</th><th>辺 別 川</th><th>永 山 新 川</th><th>ペ ー パ ン 川</th><th>倉 沼 川</th><th>ポ ン 川</th><th>江 丹 別 川</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td>削 除</td><td>削 除</td><td>削 除</td><td>削 除</td><td>削 除</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(削除)</td></tr><tr><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td>削 除</td><td>削 除</td><td>削 除</td><td></td><td>削 除</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(削除)</td></tr><tr><td colspan="34">(略)</td></tr><tr><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td>削 除</td><td>削 除</td><td>削 除</td><td>削 除</td><td>削 除</td><td></td><td>削 除</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(削除)</td></tr><tr><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td>削 除</td><td>削 除</td><td>削 除</td><td>削 除</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(削除)</td></tr><tr><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td></td><td></td><td></td><td>削 除</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(削除)</td></tr><tr><td colspan="34">(略)</td></tr><tr><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td>削 除</td><td>削 除</td><td>削 除</td><td>削 除</td><td>削 除</td><td></td><td>削 除</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(削除)</td></tr><tr><td colspan="34">(略)</td></tr><tr><td>障害児・ 者施設</td><td>こばんはうすさくら 旭川西教室</td><td>亀吉2条1丁目4 番18号</td><td>=</td><td>=</td><td>=</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>福祉保険 部(障害)</td></tr><tr><td>保育所</td><td>あぼろ保育園</td><td>3条通4丁目 1003-2ドアージ3条 B館1F</td><td>=</td><td>=</td><td>=</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>子育て支 援部</td></tr><tr><td>保育所</td><td>託児所てとり</td><td>3条通2丁目1386</td><td>=</td><td>=</td><td>=</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>子育て支 援部</td></tr><tr><td colspan="34">(1) 西地区</td></tr><tr><td colspan="34">(略)</td></tr><tr><td>障害児・ 者施設</td><td>ぱすてるオレンジ</td><td>1条通2丁目右8号</td><td>③</td><td>①</td><td>②</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>福祉保険 部(障害)</td></tr><tr><td colspan="34">(略)</td></tr><tr><td>小学校</td><td>日章小学校</td><td>6条通5丁目</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>学校教育 部</td></tr></table>																																		施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先 順)			河川名										担当部	F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パ ン 川	倉 沼 川	ポ ン 川	江 丹 別 川	(略)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除	削 除	削 除										(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除		削 除										(削除)	(略)																																		(削除)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除	削 除	削 除		削 除								(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除	削 除											(削除)	(削除)	(削除)	(削除)				削 除											(削除)	(略)																																		(削除)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除	削 除	削 除		削 除								(削除)	(略)																																		障害児・ 者施設	こばんはうすさくら 旭川西教室	亀吉2条1丁目4 番18号	=	=	=	○	○	-	○								福祉保険 部(障害)	保育所	あぼろ保育園	3条通4丁目 1003-2ドアージ3条 B館1F	=	=	=		○										子育て支 援部	保育所	託児所てとり	3条通2丁目1386	=	=	=	○	○										子育て支 援部	(1) 西地区																																		(略)																																		障害児・ 者施設	ぱすてるオレンジ	1条通2丁目右8号	③	①	②	○											福祉保険 部(障害)	(略)																																		小学校	日章小学校	6条通5丁目	—	—	—	○	○										学校教育 部	4－5 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧																																																
施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先 順)			河川名										担当部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パ ン 川	倉 沼 川	ポ ン 川	江 丹 別 川																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(略)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除	削 除	削 除										(削除)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(削除)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除		削 除										(削除)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(削除)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除	削 除	削 除		削 除								(削除)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(削除)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除	削 除											(削除)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(削除)	(削除)	(削除)				削 除											(削除)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(削除)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除	削 除	削 除		削 除								(削除)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
障害児・ 者施設	こばんはうすさくら 旭川西教室	亀吉2条1丁目4 番18号	=	=	=	○	○	-	○								福祉保険 部(障害)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
保育所	あぼろ保育園	3条通4丁目 1003-2ドアージ3条 B館1F	=	=	=		○										子育て支 援部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
保育所	託児所てとり	3条通2丁目1386	=	=	=	○	○										子育て支 援部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(1) 西地区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
障害児・ 者施設	ぱすてるオレンジ	1条通2丁目右8号	③	①	②	○											福祉保険 部(障害)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
小学校	日章小学校	6条通5丁目	—	—	—	○	○										学校教育 部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1 浸水想定区域内の要配慮者利用施設 (※オサラッペ川，当麻川，比布川には，該当施設なし)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(1) 西地区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<table><tr><th rowspan="2">施設 区分</th><th rowspan="2">施設名称</th><th rowspan="2">施設所在地</th><th colspan="3">伝達手段 (優先 順)</th><th colspan="10">河川名</th><th rowspan="2">担当部</th></tr><tr><th>F A X</th><th>電 話</th><th>E メ ー ル</th><th>石 狩 川</th><th>忠 別 川</th><th>美 瑛 川</th><th>牛 朱 別 川</th><th>辺 別 川</th><th>永 山 新 川</th><th>ペ ー パ ン 川</th><th>倉 沼 川</th><th>ポ ン 川</th><th>江 丹 別 川</th></tr><tr><td>(略)</td><td>障害児・ 者施設</td><td>ワークサポートぼけ っと</td><td>2条通3丁目260番 地の2</td><td>③</td><td>①</td><td>②</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>福祉保険 部(障害)</td></tr><tr><td></td><td>障害児・ 者施設</td><td>第2サポートハウスも も</td><td>3条通4丁目1003 番地の2</td><td>=</td><td>=</td><td>=</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>福祉保険 部(長寿)</td></tr><tr><td colspan="34">(略)</td></tr><tr><td></td><td>障害児・ 者施設</td><td>オアシス2・7</td><td>曙1条7丁目2番 23号</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>福祉保険 部(障害)</td></tr><tr><td></td><td>障害児・ 者施設</td><td>グループホーム心彩</td><td>曙3条4丁目1番6 号</td><td>=</td><td>=</td><td>=</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>福祉保険 部(長寿)</td></tr><tr><td></td><td>障害児・ 者施設</td><td>ジョイントライフぼけ っと</td><td>5条西1丁目1番3号</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>福祉保険 部(障害)</td></tr><tr><td colspan="34">(略)</td></tr><tr><td></td><td>病院</td><td>医療法人順真会メイ ブル病院</td><td>曙1条8丁目2番 29号</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>保健所</td></tr><tr><td colspan="34">(略)</td></tr><tr><td colspan="34">(新規)</td></tr><tr><td colspan="34">(新規)</td></tr><tr><td colspan="34">(新規)</td></tr><tr><td colspan="34">(2) 中央地区</td></tr><tr><td colspan="34">(略)</td></tr><tr><td>障害児・ 者施設</td><td>ぱすてるオレンジ</td><td>1条通2丁目右8号</td><td>③</td><td>①</td><td>②</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>福祉保険 部(障害)</td></tr><tr><td colspan="34">(略)</td></tr><tr><td>小学校</td><td>日章小学校</td><td>6条通5丁目</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>学校教育 部</td></tr></table>																																		施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先 順)			河川名										担当部	F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パ ン 川	倉 沼 川	ポ ン 川	江 丹 別 川	(略)	障害児・ 者施設	ワークサポートぼけ っと	2条通3丁目260番 地の2	③	①	②	○	○									福祉保険 部(障害)		障害児・ 者施設	第2サポートハウスも も	3条通4丁目1003 番地の2	=	=	=		○									福祉保険 部(長寿)	(略)																																			障害児・ 者施設	オアシス2・7	曙1条7丁目2番 23号	①	②	③	○	○		○							福祉保険 部(障害)		障害児・ 者施設	グループホーム心彩	曙3条4丁目1番6 号	=	=	=	○										福祉保険 部(長寿)		障害児・ 者施設	ジョイントライフぼけ っと	5条西1丁目1番3号				○										福祉保険 部(障害)	(略)																																			病院	医療法人順真会メイ ブル病院	曙1条8丁目2番 29号	①	②	③	○	○		○							保健所	(略)																																		(新規)																																		(新規)																																		(新規)																																		(2) 中央地区																																		(略)																																		障害児・ 者施設	ぱすてるオレンジ	1条通2丁目右8号	③	①	②	○											福祉保険 部(障害)	(略)																																		小学校	日章小学校	6条通5丁目	—	—	—	○	○										学校教育 部	(資－103) 削除
施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先 順)			河川名										担当部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パ ン 川	倉 沼 川	ポ ン 川	江 丹 別 川																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(略)	障害児・ 者施設	ワークサポートぼけ っと	2条通3丁目260番 地の2	③	①	②	○	○									福祉保険 部(障害)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	障害児・ 者施設	第2サポートハウスも も	3条通4丁目1003 番地の2	=	=	=		○									福祉保険 部(長寿)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	障害児・ 者施設	オアシス2・7	曙1条7丁目2番 23号	①	②	③	○	○		○							福祉保険 部(障害)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	障害児・ 者施設	グループホーム心彩	曙3条4丁目1番6 号	=	=	=	○										福祉保険 部(長寿)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	障害児・ 者施設	ジョイントライフぼけ っと	5条西1丁目1番3号				○										福祉保険 部(障害)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	病院	医療法人順真会メイ ブル病院	曙1条8丁目2番 29号	①	②	③	○	○		○							保健所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(新規)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(新規)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(新規)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(2) 中央地区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
障害児・ 者施設	ぱすてるオレンジ	1条通2丁目右8号	③	①	②	○											福祉保険 部(障害)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
小学校	日章小学校	6条通5丁目	—	—	—	○	○										学校教育 部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
																																		(資－103) 新規追加																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
																																		(資－103) 地区変更																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新																	旧																	備考
(2) 中央地区																																		
施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先 順)			河川名								担当部																				
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	へ ー パ ン 川	倉 沼 川		ポ ン 川	江 丹 別 川																		
(略)																																		
保育所	ホテルルートイン Grand 旭川駅前託児 所	宮下通 8 丁目 1962-1		①	②		○																							子育て支 援部				
(略)																																		
障害児・ 者施設	児童発達支援・放課 後等デイサービス スピラ	6条通 6 丁目 27 番 地の 2	=	=	=	○																								福祉保険 部(障害)				
保育所	チャチャチャスクール	8条通 8 丁目 41-28 2 階	=	=	=	○																								子育て支 援部				
高齢者施 設	イリーゼ旭川9条通	9条通 8 丁目 2486-18	=	=	=																									建築部				
(4) 東地区																																		
(略)																																		
障害児・ 者施設	音の森あさひかわ	10条通 20 丁目 3番 9号	②	①	③				○																					福祉保険 部(障害)				
(略)																																		
障害児・ 者施設	げんきファクトリー NEO	豊岡 13 条 5 丁目 4 番 12 号	③	①	②				○																					福祉保険 部(障害)				
(5) 新旭川地区																																		
(略)																																		
(削除)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除	削 除			削 除																					(削除)				
(略)																																		
(削除)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除	削 除			削 除																					(削除)				
(略)																																		
高齢者施 設	住宅型有料老人ホー ムいろは	東 5 条 10 丁目 2 番 19 号	=	=	=	○			○																					福祉保険 部(長寿)				
高齢者施 設	住宅型有料老人ホー ム ペロケ	新星町 1 丁目 3 番 15 号	=	=	=				○																					福祉保険 部(長寿)				
(2) 中央地区																																		
施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先 順)			河川名								担当部																				
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	へ ー パ ン 川	倉 沼 川		ポ ン 川	江 丹 別 川																		
(略)																																		
保育所	ホテルルートイン Grand 旭川駅前	宮下通 8 丁目 1962-1		①	②		○																							子育て支 援部				
(略)																																		
(新規)																																		
(新規)																																		
(新規)																																		
(4) 東地区																																		
(略)																																		
障害児・ 者施設	音の森あさひかわ	10条通 20 丁目 3番 地の 9	②	①	③				○																					福祉保険 部(障害)				
(略)																																		
障害児・ 者施設	げんきファクトリー NEO	豊岡 13 条 5 丁目	③	①	②				○																					福祉保険 部(障害)				
(5) 新旭川地区																																		
(略)																																		
障害児・ 者施設	ツクイ旭川東	東 6 条 2 丁目 2 番 11 号	=	=	=	○			○																					福祉保険 部(障害)				
(略)																																		
保育所	旭川市立新旭川保 育所	大雪通 7 丁目	①	②	③	○			○																					子育て支 援部				
(略)																																		
(新規)																																		
(新規)																																		
(資－105) 名称変更																																		
(資－105) 新規追加																																		
(資-107/108) 住所変更																																		
(資-110/111) 削除																																		
(資－111) 新規追加																																		

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新																	旧																	備考	
(6) 北星地区																																		(資－112) 削除	
施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先 順)			河川名								担当部	施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先 順)			河川名								担当部						
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パ ン 川	倉 沼 川		ポ ン 川	江 丹 別 川		F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パ ン 川	倉 沼 川		ポ ン 川	江 丹 別 川				
(略)																																		(資－116) 名称変更	
(削除)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除	削 除										(削除)	障害児・ 者施設	フィオーレ旭町	旭町1条13丁目 2146番地の58	②	①	③	○									福祉保険 部(障害)			
(略)																																		(資－117) 新規追加	
(削除)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除	削 除										(削除)	保育所	さぽーとナビ保育園	川端町4条6丁目2 番7号	①	②	③	○									子育て支 援部			
(削除)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除	削 除										(削除)	保育所	みずほ通り保育園	大町1条3丁目14 番地の7	①	②	③	○										子育て支 援部		
(略)																																		(資－120) 削除	
認定こども園	幼保連携型認定こども園 大町のぞみこども園	大町2条12丁目66 番地の21	①	②	③	○										子育て支援部	認定こども園	大町のぞみこども園	大町2条12丁目66 番地の21	①	②	③	○									子育て支援部			
(略)																																		(資－121) 削除 (資－121) 名称変更	
高齢者施設	有料老人ホーム ハッピー川端	川端町4条7丁目57番地1~2	—	—	—	○										福祉保険部(長寿)	障害児・者施設	りと旭川旭町	旭町2条6丁目12番地の74	—	—	—	○									福祉保険部(障害)			
障害児・者施設	ネクストワン	川端町2条7丁目3番1号	—	—	—	○										福祉保険部(障害)	(新規)			(新規)													(新規)		
(7) 春光地区																																		(資－121) 名称変更	
(略)																																			
(削除)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除	削 除			削 除							(削除)	(障害児・者施設	グループホームしおん	末広東2条2丁目4番6号	②	①	③	○										福祉保険 部(障害)		
(略)																																		(資－121) 住所等変更	
(削除)	(削除)	(削除)	削 除	削 除		削 除										(削除)	診療所	医療法人社団博彰会並木通りクリニック	春光3条7丁目7番1号	①	②		○									保健所			
病院	医療法人社団博彰会旭川記念病院	末広3条3丁目1番15号	①	②	③	○										健康保健部	病院	医療法人社団博彰会佐野病院	末広3条3丁目1番15号	①	②	③	○										保健所		
(略)																																		(資－121) 住所等変更	
障害児・者施設	第2サポートハウスもも	末広東3条4丁目3番11号	①	②	③	○	削 除									福祉保険部(障害	障害児・者施設	第2サポートハウスもも	3条通4丁目1003番地の2	=	=	=		○								福祉保険 部(障害			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新																			旧																			備考
(8) 神居地区																			(8) 神居地区																			(資－124) 削除 <

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新																	旧																	備考
(9) 永山地区																																		
施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先 順)			河川名									担当部																			
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パ ン 川	倉 沼 川	ポ ン 川		江 丹 別 川																		
(略)																																		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>削 除</u>	<u>削 除</u>	<u>削 除</u>					<u>削 除</u>																			<u>(削除)</u>					
(略)																																		
高齢者施 設	ウェルネス南永山	永山7条1丁目2-5	<u>①</u>	<u>②</u>	<u>③</u>					○																			建築部					
(略)																																		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>削 除</u>		<u>削 除</u>																							<u>(削除)</u>					
(略)																																		
高齢者施 設	<u>住宅型有料老人ホー ム いろはⅡ</u>	<u>流通団地3条4丁 目48番地</u>	<u>①</u>	<u>②</u>	<u>③</u>	<u>○</u>																							<u>福祉保険 部(長寿)</u>					
高齢者施 設	<u>住宅型有料老人ホー ム あるく永山</u>	<u>永山1条4丁目3 番27号</u>	<u>①</u>	<u>②</u>	<u>③</u>	<u>○</u>																							<u>福祉保険 部(長寿)</u>					
障害児・ 者施設	<u>ハレノヒ</u>	<u>永山4条2丁目3 番7号</u>	<u>①</u>	<u>②</u>	<u>③</u>	<u>○</u>																							<u>福祉保険 部(障害)</u>					
障害児・ 者施設	<u>児童発達支援・放課 後等デイサービス ラッキー</u>	<u>永山3条9丁目1 番27号</u>	<u>①</u>	<u>②</u>	<u>③</u>	<u>○</u>																							<u>福祉保険 部(障害)</u>					
高齢者施 設	<u>静療館2</u>	<u>永山7条2丁目4 番7号</u>	<u>①</u>	<u>②</u>	<u>③</u>	<u>○</u>	-	-	<u>○</u>																				<u>福祉保険 部(長寿)</u>					
高齢者施 設	<u>住宅型有料老人ホー ムプレジール永山1 条</u>	<u>永山1条11丁目2 番30号</u>	<u>=</u>	<u>=</u>	<u>=</u>	<u>○</u>																							<u>福祉保険 部(長寿)</u>					
(略)																																		
(略)																																		

(9) 永山地区																																	
施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先 順)			河川名									担当部																		
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パ ン 川	倉 沼 川	ポ ン 川		江 丹 別 川																	
(略)																																	
高齢者施 設	<u>住宅型有料老人ホー ムミエル</u>	<u>永山北2条11丁目 20番地38</u>	<u>①</u>	<u>②</u>	<u>③</u>					<u>○</u>																		<u>福祉保険 部(長寿)</u>					
(略)																																	
高齢者施 設	ウェルネス南永山	永山7条1丁目2-5									○																		建築部				
(略)																																	
保育所	<u>医療法人社団杏仁 会大雪病院託児室</u>	<u>永山3条7丁目</u>		<u>①</u>		<u>○</u>																						<u>子育て支 援部</u>					
(略)																																	
(略)																																	

<u>(新規)</u>	
<u>(新規)</u>	
<u>(新規)</u>	
<u>(新規)</u>	
<u>(新規)</u>	
<u>(新規)</u>	
<u>(新規)</u>	
(略)	

(資－130) 削除	
(資－131) 伝達手段変更	
(資－132) 削除	
(資－132) 新規追加	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新

(11) 東旭川地区

施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先 順)			河川名									担当部
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パ ン 川	倉 沼 川	ポ ン 川	
(略)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除								削 除		(削除)
(略)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除								削 除		(削除)
(略)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除								削 除		(削除)
(略)															
障害児・ 者施設	グループホーム <u>東旭川</u>	東旭川町下兵村 425 番地の 1	—	—	—								○		福祉保険 部(障害)
(略)															
障害児・ 者施設	6条館203	東旭川北 1 条 4 丁 目 15 番 6 号リハ`ティ <u>201、202、203 号室</u>		①	②								○		福祉保険 部(障害)
(略)															
障害児・ 者施設	さくら館404	東旭川北 1 条 6 丁 目 8 番 5 号 <u>1.2.3.4 号</u>		①	②								○		福祉保険 部(障害)
(略)															
障害児・ 者施設	さくら館202	東旭川北 1 条 7 丁 目 11 番 14 号 <u>1.2.5.6 号</u>		①	②								○		福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	さくら館203	東旭川北 1 条 7 丁 目 11 番 14 号 <u>3.4.7.8 号</u>		①	②								○		福祉保険 部(障害)
(略)															
障害児・ 者施設	さくら館505	東旭川北 1 条 7 丁 目 4 番 10 号 <u>-21.2.3.4 号</u>		①	②								○		福祉保険 部(障害)
(略)															
(削除)	(削除)	(削除)	削 除	削 除	削 除								削 除		(削除)
(略)															
高齢者施 設	<u>住宅型有料老人ホーム ほがらかⅡ</u>	<u>東旭川北 2 条 5 丁 目 8 番 16 号</u>	①	②	③								○		福祉保険 部(長寿)
障害児・ 者施設	<u>ばすてるブルー</u>	<u>東旭川南 1 条 2 丁 目 3 番 24 号</u>	①	②	③								○		福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	<u>エヌワーク</u>	<u>工業団地 1 条 1 丁 目 2 番 6 号</u>	①	②	③								○		福祉保険 部(障害)

旧

(11) 東旭川地区

施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先 順)			河川名									担当部
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パ ン 川	倉 沼 川	ポ ン 川	
高齢者施 設	<u>グループハウスリ ポーズⅢ</u>	<u>東旭川北 2 条 5 丁 目 8 番 16 号</u>	①	②	③								○		福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	<u>グループハウスリ ポーズⅤ</u>	<u>東旭川北 2 条 5 丁 目 8 番 16 号</u>											○		福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	<u>グループハウスリ ポーズⅥ</u>	<u>東旭川北 3 条 5 丁 目 1 番 30 号</u>											○		福祉保険 部(長寿)
(略)															
障害児・ 者施設	グループホーム <u>旭川 旭親会</u>	東旭川町下兵村 425 番地の 1	—	—	—								○		福祉保険 部(障害)
(略)															
障害児・ 者施設	6条館203	東旭川北 1 条 4 丁 目 15 番 6 号リハ`ティ		①	②								○		福祉保険 部(障害)
(略)															
障害児・ 者施設	さくら館404	東旭川北 1 条 6 丁 目 8 番 5 号		①	②								○		福祉保険 部(障害)
(略)															
障害児・ 者施設	さくら館202	東旭川北 1 条 7 丁 目 11 番 14 号		①	②								○		福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	さくら館203	東旭川北 1 条 7 丁 目 11 番 14 号		①	②								○		福祉保険 部(障害)
(略)															
障害児・ 者施設	さくら館505	東旭川北 1 条 7 丁 目 4 番 10 号-2		①	②								○		福祉保険 部(障害)
(略)															
保育所	<u>さくらんぼ保育園</u>	<u>東旭川北 3 条 5 丁 目 1 番 36 号</u>	①	②	③								○		福祉保険 部(障害)
(略)															
(新規)															
(新規)															
(新規)															
(略)															
(新規追加)															

(資－133)
削除

(資－134)
名称変更

(資－134)
住所変更

(資－134)
住所変更

(資－134)
住所変更
(資－135)
住所変更

(資－135)
住所変更

(資－135)
削除

(資－136)
新規追加

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新

(12) 神楽地区

施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先 順)			河川名								担当部			
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パ ン 川	倉 沼 川		ポ ン 川	江 丹 別 川	
(略)																	
(略)																	
障害児・ 者施設	唐島Ⅰ，唐島Ⅱ	神楽5条4丁目4番17号唐島マンション	③	①	②												福祉保険 部(障害)
(略)																	
障害児・ 者施設	神楽のぷかぷか	神楽2条3丁目2番5号	③	②	①												福祉保険 部(障害)
(略)																	
障害児・ 者施設	児童デイサービス りと旭川かぐら	神楽5条11丁目3番10号	①	②	③												福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	指定共同生活援助 心笑	神楽3条12丁目1番33号	①	②	③												福祉保険 部(障害)
(略)																	
(13) 西神楽地区																	
施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先 順)			河川名								担当部			
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パ ン 川	倉 沼 川		ポ ン 川	江 丹 別 川	
高齢者施 設	グループホーム ホタル	西神楽南2条2丁目699番地の1	①	②	③												福祉保険 部(長寿)
(略)																	

旧

(12) 神楽地区

施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先 順)			河川名								担当部			
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パ ン 川	倉 沼 川		ポ ン 川	江 丹 別 川	
(略)																	
高齢者施 設	グループホーム ひだまりの家	神楽4条1丁目2番4	①	②	③												福祉保険 部(長寿)
(略)																	
障害児・ 者施設	唐島Ⅰ，唐島Ⅱ	神楽5条4丁目4番17号	③	①	②												福祉保険 部(障害)
(略)																	
障害児・ 者施設	神楽のぷかぷか	神楽5条14丁目2番13号クレスト514 1階左	③	②	①												福祉保険 部(障害)
(略)																	
(新規)																	
(新規)																	
(略)																	
(13) 西神楽地区																	
施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先 順)			河川名								担当部			
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パ ン 川	倉 沼 川		ポ ン 川	江 丹 別 川	
高齢者施 設	小規模多機能型居 宅介護事業所 ホタル	西神楽南2条2丁目699番地の1	①	②	③												福祉保険 部(長寿)
(略)																	

備考

(資－136)
削除

(資－138)
名称変更

(資－138)
住所変更

(資－139)
新規追加

(資－140)
名称変更

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新																	旧																	備考		
(14) 東鷹栖地区																		(14) 東鷹栖地区																		
施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先 順)			河川名								担当部	施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先 順)			河川名								担当部							
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パ ン 川	倉 沼 川					ポ ン 川	江 丹 別 川	F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川		ペ ー パ ン 川	倉 沼 川	ポ ン 川	江 丹 別 川			
(略)																		(略)																		
障害児・ 者施設	グループホーム あ かしあ末広	末広 2 条 6 丁目 10 番 6 号 <u>白樺ハイツ</u>	②	①	③	○												福祉保険 部(障害)	障害児・ 者施設	グループホーム あ かしあ末広	末広 2 条 6 丁目 10 番 6 号	②	①	③	○									福祉保険 部(障害)		
(略)																		(略)																		
障害児・ 者施設	晴れるや	末広 3 条 4 丁目 <u>11 番 15 号</u>	②	①	③	○												福祉保険 部(障害)	障害児・ 者施設	晴れるや	末広 3 条 4 丁目 <u>7 番 11 号</u>	②	①	③	○									福祉保険 部(障害)		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>削 除</u>	<u>削 除</u>	<u>削 除</u>	<u>削 除</u>												<u>(削除)</u>	<u>障害児・ 者施設</u>	<u>ショートステイつばさ</u>	<u>末広 4 条 7 丁目 264 番地の 61</u>	<u>②</u>	<u>①</u>	<u>③</u>	<u>○</u>									<u>福祉保険 部(障害)</u>		
(略)																		(略)																		
高齢者施 設	SKたいせつの郷	末広東 1 条 13 丁目 2 番 34 号	<u>①</u>	<u>②</u>	<u>③</u>	○												建築部	高齢者施 設	SKたいせつの郷	末広東 1 条 13 丁目 2 番 34 号	<u>=</u>	<u>=</u>	<u>=</u>	○									建築部		
(略)																		(略)																		
診療所	<u>社会医療法人北斗 末広呼吸器・内科ク リニック</u>	末広 1 条 10 丁目 1 番 25 号	<u>①</u>	<u>②</u>	<u>③</u>	○												<u>健康保健 部</u>	診療所	<u>松本呼吸器・内科ク リニック</u>	末広 1 条 10 丁目 1 番 25 号	①	②	③	○									<u>保健所</u>		

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																																																																		
4－6 指定避難所等一覧 指定避難所 (略) <table><tr><td>地区名</td><td>施設名</td><td>所在地</td><td>洪水時</td><td>備考</td></tr><tr><td>大成</td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td></td></tr></table> (略) <table><tr><td>地区名</td><td>施設名</td><td>所在地</td><td>洪水時</td><td>備考</td></tr><tr><td>東旭川</td><td><u>旭川市東地区体育センター</u></td><td><u>豊岡2条5丁目</u></td><td></td><td></td></tr></table> (略) 指定緊急避難場所（一時避難場所（屋内）） <table><tr><th rowspan="2">地区名</th><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">所在地</th><th colspan="5">対象とする事象等</th></tr><tr><th>洪水</th><th>内水氾濫</th><th>土砂災害</th><th>大規模火災等</th><th>地震</th></tr><tr><td>神楽</td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr></table> (略) 4－7 避難施設と要配慮者利用施設等を結ぶ避難路候補一覧 避難経路候補（令和<u>7</u>年6月1日現在） <table><tr><td>道 路 名</td></tr><tr><td><u>亀吉2条1・3丁目間1号線</u></td></tr></table> (略) 4－9 関係機関連絡先一覧 (略) 3 指定公共機関・地方公共機関 (略) <table><tr><td>機 関 名</td><td>所 在 地</td><td>電話番号</td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr></table> (略)	地区名	施設名	所在地	洪水時	備考	大成	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		地区名	施設名	所在地	洪水時	備考	東旭川	<u>旭川市東地区体育センター</u>	<u>豊岡2条5丁目</u>			地区名	施設名	所在地	対象とする事象等					洪水	内水氾濫	土砂災害	大規模火災等	地震	神楽	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	道 路 名	<u>亀吉2条1・3丁目間1号線</u>	機 関 名	所 在 地	電話番号	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	4－6 指定避難所等一覧 指定避難所 (略) <table><tr><td>地区名</td><td>施設名</td><td>所在地</td><td>洪水時</td><td>備考</td></tr><tr><td>大成</td><td><u>旧北都中学校</u></td><td><u>7条通16丁目</u></td><td><u>2階以上</u></td><td></td></tr></table> (略) <table><tr><td>地区名</td><td>施設名</td><td>所在地</td><td>洪水時</td><td>備考</td></tr><tr><td>東旭川</td><td><u>(新規)</u></td><td><u>(新規)</u></td><td></td><td></td></tr></table> (略) 指定緊急避難場所（一時避難場所（屋内）） <table><tr><th rowspan="2">地区名</th><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">所在地</th><th colspan="5">対象とする事象等</th></tr><tr><th>洪水</th><th>内水氾濫</th><th>土砂災害</th><th>大規模火災等</th><th>地震</th></tr><tr><td>神楽</td><td><u>クィーンズK（2階）</u></td><td><u>神楽1条9丁目</u></td><td><u>○</u></td><td><u>○</u></td><td><u>＝</u></td><td><u>＝</u></td><td><u>＝</u></td></tr></table> (略) 4－7 避難施設と要配慮者利用施設等を結ぶ避難路候補一覧 避難経路候補（令和<u>2</u>年6月1日現在） <table><tr><td>道 路 名</td></tr><tr><td><u>(新規)</u></td></tr></table> (略) 4－9 関係機関連絡先一覧 (略) 3 指定公共機関・地方公共機関 (略) <table><tr><td>機 関 名</td><td>所 在 地</td><td>電話番号</td></tr><tr><td><u>日本通運株式会社札幌支店（道北エリア）</u></td><td><u>宮下通12丁目</u></td><td><u>23-5115</u></td></tr></table> (略)	地区名	施設名	所在地	洪水時	備考	大成	<u>旧北都中学校</u>	<u>7条通16丁目</u>	<u>2階以上</u>		地区名	施設名	所在地	洪水時	備考	東旭川	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>			地区名	施設名	所在地	対象とする事象等					洪水	内水氾濫	土砂災害	大規模火災等	地震	神楽	<u>クィーンズK（2階）</u>	<u>神楽1条9丁目</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	道 路 名	<u>(新規)</u>	機 関 名	所 在 地	電話番号	<u>日本通運株式会社札幌支店（道北エリア）</u>	<u>宮下通12丁目</u>	<u>23-5115</u>	（資－144） 指定取消しに伴い 削除 （資－144） 指定一般避難所指定 に伴い追加 （資－149） 指定取消しに伴い 削除 （資－151） 新規追加 （資－163） 市外移転に伴い削除
地区名	施設名	所在地	洪水時	備考																																																																																																
大成	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																																																																	
地区名	施設名	所在地	洪水時	備考																																																																																																
東旭川	<u>旭川市東地区体育センター</u>	<u>豊岡2条5丁目</u>																																																																																																		
地区名	施設名	所在地	対象とする事象等																																																																																																	
			洪水	内水氾濫	土砂災害	大規模火災等	地震																																																																																													
神楽	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																																																													
道 路 名																																																																																																				
<u>亀吉2条1・3丁目間1号線</u>																																																																																																				
機 関 名	所 在 地	電話番号																																																																																																		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																																																																		
地区名	施設名	所在地	洪水時	備考																																																																																																
大成	<u>旧北都中学校</u>	<u>7条通16丁目</u>	<u>2階以上</u>																																																																																																	
地区名	施設名	所在地	洪水時	備考																																																																																																
東旭川	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																																																																																																		
地区名	施設名	所在地	対象とする事象等																																																																																																	
			洪水	内水氾濫	土砂災害	大規模火災等	地震																																																																																													
神楽	<u>クィーンズK（2階）</u>	<u>神楽1条9丁目</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>																																																																																													
道 路 名																																																																																																				
<u>(新規)</u>																																																																																																				
機 関 名	所 在 地	電話番号																																																																																																		
<u>日本通運株式会社札幌支店（道北エリア）</u>	<u>宮下通12丁目</u>	<u>23-5115</u>																																																																																																		